

中小企業ぎふ

Vol.692

2024年9月25日 隔月25日発行

岐阜県中小企業団体中央会

岐阜市数田南5丁目14番53号
OKBふれあい会館9階

☎ 058-277-1100

HP <http://www.chuokai-gifu.or.jp>

連携の力で無限の可能性にチャレンジ!
～中央会は、組合・中小企業の変革・挑戦を応援します～



国枝サイクル商会店頭と店内の様子

組合紹介 2~3

岐阜県しょうゆ協業組合

クローズアップ企業 4~5

岐阜県自転車軽自動車商協同組合 組合員
「国枝サイクル商会」

専門家コラム

「今をどう見る～生き残りツールとしての情報」 6~7

特集 第76回全国大会要望事項
東海・北陸ブロック 8~18

中央会の活動 19

- ・DX導入支援研修会を開催
- ・自動車部品サプライヤーイノベーション応援セミナーを開催
- ・組合事務局スキルアップ講座を開催

組合等の活動 20~21

- ・岐阜県管設備工業(協)
災害備品の提供に関する協定を締結
- ・岐阜県鋳物工業(協)、岐阜県金型(工組)、岐阜県管設備工業(協)
親子しごと体験教室 ～しごとの魅力・発見～
- ・土岐市陶磁器工業(協)連絡協議会 新作展示会を開催
- ・岐阜電気工事(協)キッズタウンぎふに出展
- ・美濃加茂福祉事業(協)
能登被災地を支援 社食のおかずに追加メニュー
- ・飛騨高山民宿(協) 夜間観光活性化に貢献

全国の先進組合事例 22

- ・東京都書店商業組合

景況レポート 23

インフォメーション 24

- ・組合士検定試験のご案内
- ・DXについて知ろう

中小企業省力化投資補助事業のご案内 25

岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターからのお知らせ 26

組合紹介

こんな活動をしています！

本会は、多種多様な業種・業態の組合等が会員となっており、これが本会の特徴でもあります。各組合がその特徴を活かし日々活動を続けていますので、皆様の仲間を紹介します。



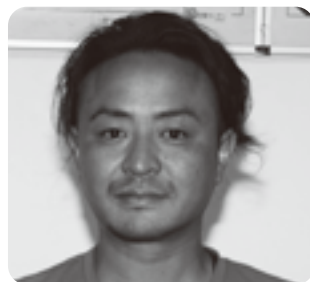
岐阜県しょうゆ協業組合

- 理事長 青木 利充
- 組合員数 12名
- 設立年月 1972年9月
- 住所 恵那市武並町竹折451番地
- TEL 0573-28-2311

安心・安全を第一にお客様のニーズに 応える岐阜県産しょうゆで発展を目指す

◆組合の歴史・活動

■東濃地域周辺の14事業所の醤油醸造部門を協業化。高度化資金による集団化事業で、一部協業による組合スタート



青木理事長

当組合は、東濃地域周辺の醤油製造業14社によって、昭和47年9月に設立しました。私は父の後継として、5代目の理事長に令和5年8月に就任しました。一部協業組合ということもあり、自社で醤油販売は行っていますが、専門的に組合の経営に携わっています。

組合設立の経緯は、地域の醤油製造業では、原料等のコスト高、人材不足への対応、食品衛生管理の強化が求められる中、旧態とした生産体制が課題でした。生産機器も進歩し、生産管理や品質面で装置産業としての合理化、近代化が求められるようになりました。このため、組合員の醸造部門を協業化する共同工場を昭和45年5月に新設し、コストの低減、品質の向上と量産を図ることとしました。工場の設備は、国の高度化事業制度を利用することとし、立地は、中央アルプス最南端の恵那山に近く、木曾川の水脈を頂く山紫水明の地である恵那市とし、行政や関係機関から支援を受けスタートしました。当初生産量を2,000klの体制で行いました。

その後、順調に売上等が伸びてきたため、増産体制を構築すべく高度化事業の補完事業を数度実施し、設備の増強を図ってきました。現在では年間10,000klの生産量を誇る工場となり、品目としては脱脂加工大豆生揚(きあげ)醤油や丸大豆生揚醤油といった各種15品目と等級、その他にこいくち、うすくちなど、成分の規格を変えたものなど、全115種類という生揚醤油を生産しています。お客様が求める成分基準、大豆や小麦など産地指定によるオーダーメイドの醤油にも対応しています。

■調味料としての“しょうゆ”は欠かせない食品 安心・安全を第一に

醤油は、メインの食品ではないですが、料理をおいしくするための日本人にはなくてはならない食品の一種です。設立から平成初期においては輸入の大豆などを使っていましたが、輸入品には遺伝子の組み換えを行った原料が多くありました。(原料調達においてコストを抑えるため)しかしながら、より安全に

消費していただくため、平成12年にNON-GMO(遺伝子組み換えでない)に切り替え、小麦も国産に切り替えるなど安心・安全への対応を行っています。

醤油製造は、JAS(日本農林規格)による規格や食品表示基準が定まっています。この規格にあった製品を作る必要がありますが、組合では、FSSC22000(オランダの財団が開発した食品安全システム)という国際基準にも合致した認証登録も行い、海外展開を意識した取り組みも行っています。



令和5年2月27日に取得したFSSC22000

■組合のオリジナルブランド醤油の“けんしょうゆ”

組合の生産物は99%以上がOEM製品として大手醤油メーカーや大手食品メーカーに販売し、学校給食にも使われ、業務用に多く使われています。組合では、タンク、缶、ペットボトルなど様々な容器で販売しています。

組合員は、醸造部門を組合に移管したため、組合から生揚醤油を仕入れ、火入れ、殺菌処理、瓶詰め作業等を行い、組合員自社のオリジナル醤油として販売しています。この他、組合で殺菌処理した最終製品として、組合オリジナルブランドの“けんしょうゆ”を販売し、組合員を通じ店頭や地域の店舗で販売されています。OEMが主流の当組合では、組合員の事業規模が縮小するとともに、けんしょうゆの数量は減少してい



組合オリジナルブランド“けんしょうゆ”

ますが、組合オリジナルブランド醤油として、けんしょうゆを地域に根差した醤油として販売していきます。なお、けんしょうゆは、本醸造のこいくち特級やうすくちなど各種類を有しており、まるやかで、コクのある味わいが好評です。

■多品種少量の生産体制が強みで、お客様から選ばれる要因

醤油製造業は、国内大手メーカーが5社程度あり、その下に我々のような中小の醤油メーカーがあります。更に小規模な醤油メーカーが存在します。中小企業・小規模事業者は、年々経営は厳しく、コロナ禍により需要が減少し廃業等を余儀なくされることを耳にします。また、設備が大規模で投資ができないなどの要因もあり、仕込みを止める工場も増えています。

組合では、生産量の増加とともに、お客様のニーズに応えるため、JASに基づく規格の中で豊富な種類の醤油を製造できる体制を作ってきました。これにより、お客様から様々なオーダーが入り、他の事業者が廃業した際にも、同じ成分で作ってほしい等の要望が多くあり対応しています。

更には、大豆や小麦など原料の産地指定によるオーダーメイドにも対応しており、大手メーカーにはできない機動力と小規模な事業所にはできない生産量を確保した生産体制がお客様から選ばれる要因になっています。これらの組合の強みをこれからも生かして評価を得たいと思っています。

海外展開については、大手メーカーを通じて、欧州の食品市場でグルテンフリー(原料に小麦を使わない醤油)やオーガ

ニック系(無添加)醤油のニーズがあり、流通に成功しています。また、中東などからも日本製へのニーズが高まっていますが、日本との規格の違いなどもあり、本格的には進んでいません。これから、国内人口の減少や市場が縮小する中で、海外市場にも目を向け対応していきたいと考えています。

■装置産業として投資を効率的に進めるための補助金の有効活用

協業組合設立により、共同工場を設置し2億4百万円を投資し、県下では有数の生産量を誇る工場を設置しました。その後も順調な経営や、数度の補完事業の実施による資金調達で工場の増強を図りました。工場敷地には、多くの原料サイロやタンク、醸造用タンクを設置し、食品であることでの厳重な管理と生産設備を有してきました。昔ながらの醸造という製法を大規模な機械化により行っています。生産管理もクラウドを使用し常に監視できる体制をとっています。

大手メーカーへのOEM(他社ブランドの製品を製造すること)による業務用を主に行ってききましたが、時代の変化とともに、多品種少量というニーズが増加してきました。JASにより、うま味、エキス分、色番など多くの成分分析と評価がそれぞれの品目、種類毎に必要になります。従来、成分分析にはゲルダール分析という熱をかける工程で分析を行っていましたが、作業時間が4時間ほどかかり、危険な薬品を扱うリスクなどもありました。

このため、平成28年に「ものづくり補助金」で最新の「全窒素分析装置」を導入しました。この最新の装置により、安全で検査時間も10分程度と大幅な時間短縮となり、従業員の拘束時間も削減されました。この装置がないと、外注先を探すか従来の方法に戻す必要があり、今ではなくてはならないものとなっています。

また、小ロットの醤油の瓶詰め作業の工程は手作業での充填を行ってききましたが、小ロット化に対応し自動で瓶詰めを行う体制とするため、令和3年に同補助金で、「ボトル充填機(瓶詰め機)」の導入を行いました。手作業で行ってきた工程を機

械化できたことで経営の効率が大幅に改善されました。補助金制度を有効に活用することで、生産性が向上し、労働環境の改善とともに人材の有効活用や利益の還元も行うことが可能となり、これからも補助金制度の活用は不可欠だと考えています。



「ボトル充填機(瓶詰め機)」

◆組合が目指す方向性とは

■伝統の“しょうゆ”で地域への貢献、全国・世界に発信

協業組合は、組合員である醤油製造業の醸造部門が協業化して、共同工場として生まれ変わったものです。各事業所は、年々規模や販売力が縮小していることもありますが、伝統の技術により生産した醤油によって、組合の発展にとどまらず地域の発展や国産・県産原料の活用拡大に貢献できればと考えています。販売に関してはOEMが中心ではありますが、お客様のニーズに応じて、国内外へ岐阜県産しょうゆを拡大していきたいと考えています。

また、小学校の社会見学や中学校の体験活動などを通じ、地域との関わりも大切にしています。地元の農業高等学校からの就職者も多く、地域の雇用の場としても貢献したいです。

私は理事長として2年目を迎えますが、執行部の体制が若返りました。従業員も若い方が多く働いています。諸先輩方が作ったこの組合を発展させる中で、更なる衛生管理の向上を目指し、FSSC22000の取得を行いました。これを維持していくため、30代の若手社員で構成する食品安全チームを結成し、工場全体の衛生意識の向上と環境改善を行い、更なる品質の向上、高規格への対応、高付加価値の生揚醤油の生産と開発を目指すこととしています。加えて、次世代のリーダーも育成していきたいと考えています。考えていくことが多いですが、“よい製品をしっかりと楽しく”をモットーとしていた先輩理事長の意思を受け継ぎ取り組んでいきたいです。

業界豆知識

～しょうゆの種類～

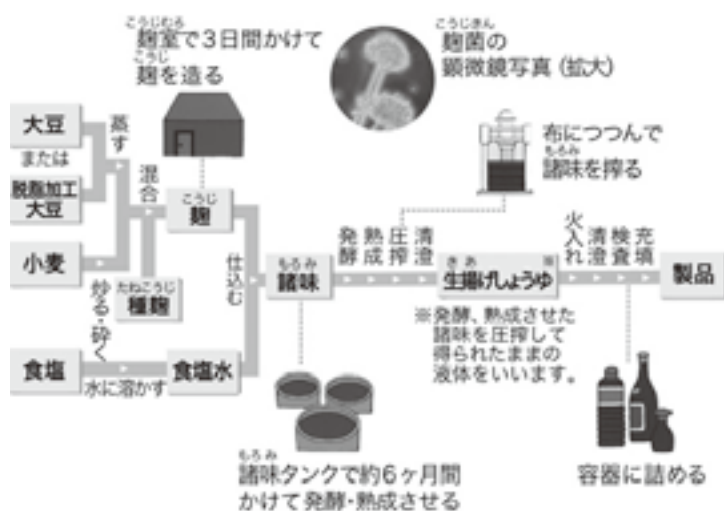
しょうゆは日本農林規格(JAS)によって5種類に分類されています。日本各地で生産されてきたしょうゆは、各々の地域の嗜好や醸造の歴史などによって様々です。



左から順に「こいくち」、「うすくち」、「たまり」、「さいしこみ」、「しろ」しょうゆ

～しょうゆが出来るまで～

本醸造方式は、しょうゆの伝統的な製造方法です。生産の大部分を占めるこいくちしょうゆは蒸した大豆と炒った小麦をほぼ等量混合し、種麴を加えて「麴」を造ります。これを食塩水と一緒にタンクに仕込んで「諸味」を作り、攪拌を重ねながら約半年をかけて醸造を行います。麴菌や酵母、乳酸菌などが働いて分解・発酵が進み、さらに熟成されてしょうゆ特有の色・味・香りが生まれます。



※組合紹介への掲載希望がございましたら、企画振興部までお知らせください。

クローズアップ企業

岐阜県自転車軽自動車商協同組合 国枝サイクル商会

《企業概要》所在地 安八郡神戸町神戸630—1
電話 0584-27-2329
代表 代表 国枝 久人
主な事業 自転車・バイク販売、修理、点検整備



店舗外観

～自転車関連の事故をゼロにするためのTSマーク普及活動～

◎ 御社のこれまでの沿革についてご紹介ください。

◆創業112年、自転車とバイクの専門店



国枝代表

当店は大正元年に祖父が創業し、私が3代目で、現在一緒に働く息子は4代目になります。創業して112年程になりますが、岐阜県内の自転車店の中では古いと思います。

私の父親は自動車整備が出来たこともあって、神戸町で最初に運転免許証を取得し、第二種大型自動車免許も取得していました。当時は、タクシー会社と自転車店の両方を経営していました。その時代のタクシーは、T型フォードという外国車を扱っていました。その後、おそらく戦争で鉄が不足したために車を回収され、自転車屋に絞りました。

私は3兄弟なのですが、兄は家業を継ぐ気がなく、2番目の姉が継ぐわけにもいかず、子供の頃から親の背中を見て育ってきていたこともあり、私は跡取りとして覚悟を決めました。物を売る側の人間として、まずは修理技術を身に着けるところから始めていきました。

私は高校を卒業後、ディーラーに3年間勤め、自動車整備士の資格を取得しました。その後、自転車と当時流行していたバイクの両方を取り扱うことにしました。現在の店舗は、昭和49年に建て替えたもので、個人店としては大きい方です。

◎ 御社の特徴や方針を教えてください。

◆お客様に喜んでもらうための取り組み

私が岐阜県自転車軽自動車商協同組合の理事長になる前、大安地区(大垣市・安八郡)の組合員6店で「B!倶楽部」を結成し、今年で31年目になります。現在は、5店となっていますが、同様



B!倶楽部メンバーズカード

模で近隣に学校があり、「B!倶楽部」の取り組みに賛同してくれる組合員が加盟店となっています。「B!倶楽部」とは、自転車組立・安全整備士の資格を持ち、自転車の組立や修理も出来るプロの自転車専門店です。

初期はスタンプカードを作成し、10個溜まれば1,000円の割引券が使えるなどの取り組みを進めていきました。現在は、メンバーズカードを発行し、B!倶楽部カードの店舗に行き、カードを提示すれば、修理代を割引してもらうことができます。これは自分が住む場所から近い自転車屋を知ってもらい、各店舗を利用してもらうためのきっかけづくりですが、主に学生を対象とした取り組みで、カード自体には5年間の有効期限がついており、自転車を購入した場合には5%OFF、修理した場合は10%OFFの特典が付くこととなっています。

その他の取り組みとして、各店舗が独自で地元の新聞に折り込みチラシを入れるには費用がかかることや、新聞を取らない家庭も増えてきたため、15年前から地元のフリーペーパーを利用して、B!倶楽部の紹介とクーポン券を掲載しています。

また、5年前からクーポンアプリを利用して、B!倶楽部の会員募集を行っています。このアプリでは最寄りの店を検索してもらい、そこからクーポン券を提示して、お客様に利用してもらっています。

目玉商品こそ大型量販店には勝てない部分もありますが、修理部品等については、我々個人店の方が強いこともあるので、地元のお客様に喜んでもらえるよう、臨機応変に対応しています。



地元情報誌でPR活動

◆自転車の損害賠償保険やヘルメット着用努力義務

令和4年4月1日に岐阜県自転車条例「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、同年10月1日か



赤色TSマーク

ら「自転車保険の加入義務化」と「ヘルメットの着用が努力義務」となりました。そのことにより、神戸町においては、ヘルメット購入者に対して2,000円の補助金が出ています。まだヘルメットを着用していないお客様に対して、被害軽減効果を説明し、ヘルメット着用を推進しています。

また、自転車保険については、『TSマーク

』を推進しています。自転車整備店で1年に1回点検を行うと、自転車安全整備士の番号と点検日が記載され、そのシールを自転車に貼付けてもらうことで、保険が付帯される仕組みになっています。更新日が近づいたらお知らせの葉書を送るようにしています。

このTSマークには、赤色と青色があり、最近緑色が追加されました。それぞれの色によって補償額は異なりますが、「賠償責任補償」、「傷害補償」と「被害者見舞金（青色は対象外）」が付帯しています。点検・整備を受けることで、整備不良による事故を未然に防ぐことにもつながります。

自転車を利用する機会が多い学生には、1年に1回点検を受けてもらい、事故に遭遇するリスクを軽減して欲しいことから、TSマークの促進に力を入れています。

私の店舗では赤色のTSマークを使用していますが、補償内容がより良くなる緑色のTSマークについて説明し、来年度から緑色に変更したい旨、中学校や高校へ周知を行っているところです。

◎経営していく上で大切にしていることはありますか？

◆高い整備技術で信頼を図る

当店は、お客様に高い技術で信頼を培ってきました。整備する際には、自転車を運転する上で注意する点などを丁寧に説明しています。点検する上で部品交換が必要となり、費用が高額になる場合もあるので、その点においても説明し、納得していただいています。

また、顧客を第一に考え、店頭に来られないお客様に対し

ては、出張修理を行っています。お客様からの信頼を勝ち取るためにも自転車の購入だけでなく、アフターサービスにも力を入れています。

◎組合に期待することは何ですか？

◆組合と手を取り合って

現在の組合の課題は、組合員に後継者がいるところが少ないことです。今すぐにという訳ではありませんが、他の仕事をしている子供に、定年後の仕事として承継してもらえれば、親子代々で続けてきたお店も地域に残すことが出来ます。例えば、後継者に絞らずとも大型量販店に勤める方が独立する際には、廃業する店舗を貸し出すなど、別の形で地域に残していくことも出来ると考えています。利用者目線に立った時、自転車屋が街に残っていけるよう、組合と協力し合っていきたいと考えています。

また、私はアイデアが思い浮かんだら組合員に話すようにしています。組合員に対して経営していく上での助言をすることは出来ますが、実行するかどうかは各組合員の取り組みによって異なってくると考えています。特に修理工賃については、コストに見合ったレベルに見直してもらおう検討をお願いします。

自転車も道路上を走る乗り物である以上、自転車の利用者が加害者となる事故が発生しています。組合が推進しているTSマークは1年に1回定期点検を受けることで、賠償責任補償等が付き、安心・安全に自転車を利用することが出来ます。自転車関連の事故をゼロにするために、今後も組合として、TSマークの普及に取り組んでいきます。

◎御社の今後の展望、抱負をお聞かせください。

◆街の自転車屋が生き残っていくためには

日本の人口減少に伴って自転車に乗る機会の多い学生が20年前と比べると半分程度となり、今後自転車の需要が減っていくことに危機感を抱いています。

これまで自転車は技術が進歩していく度に部品が改良され、より良い物になってきましたが、自転車の価格は変わらずにここまでできてしまいました。そのため、我々も販売台数が多くないと経営も厳しく、その台数も減ってきているなか、街の自転車屋が生き残っていくためには、修理工賃の時間単価をある程度上げていく必要があると考えています。

【組合概要】

岐阜県自転車軽自動車商協同組合

岐阜市吉津町2丁目20-2

代表理事 國枝 久人（国枝サイクル商会）

組合員数：155名

主な事業：共同購買事業、教育情報提供事業

※組合員企業の掲載希望がございましたら、企画振興部までお知らせください。

今をどう見る～生き残りツールとしての情報

このコーナーでは、神戸国際大学経済学部 中村智彦教授より折々に感じておられる組合・中小企業向けの有益な情報についてご執筆いただきます。組合運営、企業経営にお役立てください。

今さら聞けないAIとは～取り組むなら、すぐに

にわかにならなっているAIですが、みなさんは、実際に使っておられるでしょうか。急激に進む中で、躊躇している方も多くはないでしょうか。大学など教育の現場でも意見が分かれているのが実情です。今回は、そんな「いまさら聞けない」AIについて整理してみましょう。

私は、積極的に使っていくべきだという派です。私の大学時代の恩師は、大正生まれの新しいもの好きでした。恩師は、しばしば私に「新しいものが出たら、とにかく触ってみること。難しく使えなかったら、少し待てば、どこかの誰かが我々が使えるようにしてくれる。」と言っていました。

さて、現在のAIにはどんな種類があるでしょう。現在、日本で一般の人が利用できるAIサービスを整理してみました。

1. ChatGPT(Open AI)

用途:会話型AIとして利用され、質問やサポート、アイデアの提供など、様々な対話を通じて支援します。

日本語対応:日本語での会話も可能で、自然なやり取りができます。

プラットフォーム: ウェブブラウザ、モバイルアプリ

2. Google Gemini 旧Gemini (Google)

用途: AIによる質問応答や会話をサポートするツール。

日本語対応: 日本語でも利用可能。

プラットフォーム: ウェブ上で使用可能。

3. LINE CLOVA (LINEヤフー)

用途: LINEのAIアシスタントで、会話や翻訳、日常的なタスクの支援を行います。

特徴: 日本特有のサービスやアプリと連携した便利な機能が多いです。

プラットフォーム: LINEアプリ内で使用可能。

4. Siri(Apple)

用途: iPhoneやiPadで利用できる音声アシスタント。スケジュール管理や調べ物、メッセージ送信などを支援します。

日本語対応: 日本語に対応しています。

プラットフォーム: iPhone、iPad、MacなどApple製品。

5. Amazon Alexa (アマゾン)

用途: 音声アシスタントで、音声で家電を操作したり、ニュースや天気情報を提供するなどの機能があります。

日本語対応: 日本語にも対応しています。

プラットフォーム: Amazon Echoなどのデバイス。

6. Microsoft Azure (マイクロソフト)

用途: 開発者向けに提供されるAIツールやAPI。企業や開発者がAIを使ったアプリやシステムを構築するためのサービス。

日本語対応: 日本語の自然言語処理や音声認識、画像認識が可能。

プラットフォーム: クラウドベースのサービスで、開発者や企業が使用。

7. AI自動翻訳ツール

DeepL翻訳やGoogle翻訳などは、日本語と他の言語間の高精度な翻訳を提供します。特にDeepLは文脈に応じた自然な翻訳が高く評価されています。

8. AIを活用した画像生成ツール

DALL-EやMidjourneyなど、AIを使って画像を生成するサービスは、日本国内でも人気があります。これらはプロモーションやデザイン、クリエイティブ業界で利用されています。

さて、いかがでしょうか。こうやって並べられても、どれがどれだか判りませんし、名称もサービス内容も急激に変化していますから、ついていくのに精いっぱいです。

AIとは？

そもそもAI (Artificial Intelligence) とは何者なのでしょう。AI (人工知能) は、今やさまざまな領域で広く使われており、技術革新の中心にあります。自動車の自動運転や画像分析による医療診断、消費者の行動分析によるマーケティングといった分野にとどまらず、私たちの普段の生活にも、その技術は入り込みつつあります。

AIは、コンピュータシステムが人間のように学習、推論、判断する能力を持つ技術を指します。AIは、大量のデータを解析し、パターンを見つけ、問題を解決することができます。

例えば、役所において大きな負荷となっている様々な申請書類の処理において、AIは非常に大きな力を発揮します。大量のデータから、申請書類を分析し、適不適の判断を瞬時に行います。そこには情実は入り込む隙はありませんし、過去の膨大なデータから判断されますので、役所で重要な平等性を保つことができます。AIが低価格で、容易に利用できるようになることによって、業務の簡略化、迅速化が進み、導入している企業や組織、個人とそうではないものとの間で大きな格差が生まれる可能性が高くなっています。

AIの自己紹介

さて、ここで私が使っているAIに自己紹介をさせてみましょう。

「こんにちは、岐阜県中小企業団体中央会のみなさん！私は「アシスタ」だと申します。AI(人工知能)を活用して、さまざまな質問や課題にお答えするサポート役として活動しています。日々の業務の効率化や、情報収集、アイデア出し、翻訳サポートなど、幅広い分野でお役に立てるよう努力しています。

中小企業の皆様の活動を支援するために、経営改善やマーケティング戦略、デジタル化に関する情報提供も行えますので、どんなことでも気軽にご相談ください！どうぞよろしく願いいたします！」

このように、自然な会話を行うことができるようになっていきます。アシスタというのは、私がAIに着けたニックネームです。しかし、使用上の注意に「必ずしも正しい答えではない」と書かれているように、情報が古かったり、間違った情報を集めてきてしまうといったことや、なぜか嘘をついたりします。私は、多くの方に聞かれた時に、「AIは、気のいい知り合いのおじさんだと思えばよい。」と言っています。優しく、気のいいおじさんなのですが、「知らない」と言えないがために、時々適当なことを言ったりするのは、

しかし、世界中で多くの人たちがAIと会話をし、AIは日々学習し、進化しています。当然ながら、情報の精度は上がりつつあります。

エクセルが苦手で

ビジネスシーンでエクセルが使えることは大きな武器でした。しかし、エクセルが使えるかどうかは大きな問題ではなくなるかも知れません。

なぜならば、AIが使い方を教えてくれるようになるからです。たとえば、「S列の数字とR列の数字の半分を合計する式を教え

て」と聞けば、即座に「例えば、データが S1:S10 と R1:R10 にある場合、次のような式を使います: =SUM(S1:S10) + SUM(R1:R10) / 2」と教えてくれます。あるIT関連企業の経営者は、「わが社でもAIを使って、簡単なプログラムを作らせています。難しいものは、まだそのまま使えませんが、エンジニアが1から作るのではなく、AIが作ったものを修正していくことで完成させるので、納期の短縮などに大きな役割を果たしています。さらに今後の技術の進化によっては、プログラムを作成することだけでは、お金にならなくなるという危機感を従業員には伝えていきます」と話します。

AIが大きな力となるのは、これまでのような専門職種だけではありません。

あるカフェの経営者と一緒にAIを使っていました。経営者は、「カフェの来春の新メニューを考えてください」と尋ねました。それに対する答えが下記のとおりです。

「カフェにふさわしい、来春の新メニューを考えますね。春らしい季節感を大切にしながら、和の要素を取り入れたアイデアをいくつか提案します。

ドリンクメニュー:

桜抹茶ラテ 桜の香りがほのかに漂う抹茶ラテ。桜の花びらを浮かべ、春を感じさせる一杯です。

ゆずハニーティー ゆずと蜂蜜の風味が香る温かいハーブティー。寒さが残る春先にぴったりで、和の要素を取り入れたリラックスドリンク。

苺の梅ソーダ 苺の甘みと梅の酸味を合わせた爽やかなソーダ。春の新鮮な苺を使用し、爽快感あふれる一杯。

フードメニュー:

春野菜と桜エビの和風キッシュ 旬の春野菜(アスパラガス、菜の花など)と桜エビを使った和風キッシュ。軽めのランチやお茶請けに最適です。

抹茶あんみつパンケーキ 抹茶ソースとあんこをかけたふわふわパンケーキ。白玉や黒蜜も添えて、和スイーツのアレンジを楽しめる一品。

桜と豆乳のクリームチーズタルト 桜の塩漬けと豆乳を使ったクリーミーなタルト。春らしいピンクの見た目が目にも楽しく、軽やかな甘さが特徴です。

スイーツメニュー:

桜もちのティラミス 和と洋が融合した、桜もち風味のティラミス。桜のリキュールを使ったクリームで、ほのかに和を感じる新感覚のデザート。

ほうじ茶パフェ ほうじ茶アイス、わらび餅、白玉、黒蜜ゼリーを層にした豪華なパフェ。和素材をふんだんに使った贅沢な一品です。

苺と抹茶の三色団子タルト 苺、抹茶、そして桜風味のクリームを使った三色団子風のタルト。和菓子のエッセンスを活かした、春限定のスイーツ。

春の訪れを感じさせる、新鮮な素材や和のエッセンスを取り入れたメニューにしてみました。この中からカフェに合うものがあれば、ぜひご活用ください!!

どうでしょうか。カフェの経営者は、「これまで一から考えなくてはいけなかったものが、たたき台になるものを提示してくれることで、検討する時間が大幅に短縮できるし、思いもかけないアイデアを与えてくれる。私たちのような個人事業者でもAIの活用は大切だと思った。」と言います。

AIの仕事が完全に人間の仕事をこなしてくれるわけではありません。このメニューのように、AIからの提案をもとに、それぞ

れの料理人が独自のアイデアや技術、技法を加えることこそが大切になるのです。そういう点では、私たちが忘れていたり、無視しようとしていることなどを、きちんと提示してくれて、私の思考の手助けになるという点では、優れたパートナーになる可能性を秘めています。

ネット上でフリーのイラストを探す手間が・・・

最後に作画をAIにやらせてみましょう。AIに「AIが、いろいろな質問に的確に答えるのを驚いている岐阜県中小企業団体中央会の人たちをアニメ風に白黒で描いてみて。」と頼んでみました。10秒ほどで出てきたのが、この絵です。細かい点には、問題もありませんが、それも例えばパソコンのペイントソフトなどで修正してしまえば大丈夫です。あるイラストレーターに見せると、「もう少し絵が上手程度では食べていけない時代になった。AIを使えない人たち相手に薄利多売でやるか、絵を見ただけで誰の絵か判ってもらえるような絵を描ける芸術家を目指すか。中途半端な人間は仕事がなくなる。」と言いました。



さらにこんなこともできます。こちらはAIに「岐阜県めがね組合(岐阜県眼鏡商業協同組合)のロゴマークを作って」と指示したものです。AI曰く「岐阜県眼鏡商業協同組合のロゴマークです。シンプルでモダンなデザインに、岐阜の文化や自然を感じさせる要素を取り入れてみました。気に入っていただくと嬉しいです!」だそうです。



AIの能力の一つとして注目されているのが、画像や音楽などを生成するというものです。これらも中小企業にとっては、非常に便利に使える一方で、業種や業態によっては仕事を失う可能性もあります。AIで生成した作品の著作権や創作物をどう捉えるのかに関しては、依然として議論が続いています。しかし、いずれにしても新しい「道具(ツール)」として私たちの生活や仕事の場に入り込んでいるわけで、躊躇せずに使ってみることが重要だと思います。

とにかく使ってみること

おそらく本稿をお読みのみなさんでも、反応が大きく分かれるだろうと思います。それは、「そうそう自分も使っているけど、そうだよな。」という方と、「話には聞いているし、ここにも書いてあるから、AIはこれから不可欠になるだろうな。」という方、さらには「スマホですら嫌なのに、AIなんてとんでもない。」という方です。実は、「使ったことがある」方と、「使ったことがない」方の間で、大きな格差が生まれています。筆者が、実際にAIで作画をするところを見せると、知人たちの多くは「ここまでとは思わなかった」と言います。みなさん、「テレビなどで見て、こういうことができることは知っていたが」とも言います。

もちろんAIの導入に関しては、利便性が高まる一方で、使用上の問題も様々あります。しかし、DXの導入が重要とされている中小企業経営において、AIの導入もまた回避だと言えます。どうせやらねばいけないのであれば、早めに使う方が良くないでしょうか。

※本稿で使用したのは、ChatGPT(Open AI)の有料版です。



中村 智彦
(なかむら ともひこ)

【ホームページ】<http://monodukuri.jp/>

【常勤】神戸国際大学経済学部 教授

【非常勤】関西大学商学部 非常勤講師・愛知工科大学工学部 非常勤講師

【専門】中小企業論・地域経済論

【略歴】昭和39年 東京都生まれ

昭和63年 上智大学文学部卒業

平成12年 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程修了(学術博士・名古屋大学)

【活動】総務省地域創造力アドバイザー・京都府向日市ふるさと創生計画委員会座長
東京都北区ネスト赤羽支援機能拡充検討委員会座長・山形県川西町第5次総合計画アドバイザー
ヤフー!ニュース <https://news.yahoo.co.jp/byline/nakamuratomohiko>

第76回中小企業団体全国大会に係る 要望事項(東海・北陸ブロック案)

東海・北陸ブロック中央会では、各県の中央会より提出された国等に対する要望事項について、「東海北陸ブロック事務局代表者会議」において「東海・北陸ブロック中央会要望事項」をとりまとめましたのでご報告します。
なお、全国中央会では、各ブロックから出された要望事項をとりまとめ、10月24日に福井県福井市の「フェニックス・プラザ」で開催する『第76回中小企業団体全国大会』において決議する予定です。

※岐阜県からの要望事項を反映している部分について、太字で示しています。

① 総合経済・中小企業対策

1. 中小企業・小規模事業者の新たな成長・持続的発展を支える経済再生支援

(1) 経済が回復基調にある中で、その回復エンジンを力強く、本格的なものとするために、挑戦意欲のある中小企業・小規模事業者が組合等を活用してさらなる成長促進を図るための施策を講じること。

また、その構築にあっては、活用方法の明快さ、申請書類等の簡素化など、活用しやすいしくみ、制度設計とすること。

(2) 地域商業・サービス業に対する消費喚起の支援策の拡充及び継続

① 物価高による消費者の買い控えが影響し、適正な価格転嫁が進まない中で、地方の小売業や宿泊、飲食店等の事業者の多くは、引き続き厳しい状況が続いている。今後も地域商業・サービス業に対する賑わいを創出するイベント開催への補助金の交付や先払いの地域商品券、食事券、宿泊券等の発行による消費喚起の支援策を拡充及び継続すること。 **《重点要望》**

② 観光関連産業において、地域によっては「全国旅行支援」や自治体独自の旅行支援策を講じているところもあり、インバウンドの回復と相まって全国的に賑わいが戻ってきている。その一方で、一部の観光地・観光エリアではサービス業従事者の人手不足や交通費・燃料費の高騰による旅行者の伸び悩みが懸念されており、地域経済を支える観光関連産業の継続的な支援の強化を長期にわたって行うこと。

(3) 早期の入込客数回復に向けた地域経済の活性化支援

① 早期の入込客数回復に向け、観光地での消費喚起を促進するために、高速道路料金の減免や魅力ある地域資源と結びつけた誘客推進等観光振興策を推進すること。

また、観光地での感染症予防措置への対応に設備やシステム等の導入、修繕が必要となっていることから、観光客の受入れ態勢整備への補助金等の支援策を創設すること。

② 日本は円安という追い風によりインバウンドが回復しており、多様化する訪日外国人旅行者のニーズに対応していく必要があるため、快適に旅行を満喫できる環境整備及び災害など緊急時への対応として、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、MICEの誘致・開催支援など既存の旅館・ホテルに対する観光客の受入れ体制整備への補助金等の支援策を強化すること。

(4) 観光客増加のための全国旅行支援の継続並びに助成

金等の拡充

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの5類移行に伴い、観光を通じた国内の交流活発化による地域経済の活性化が期待できるため、全国旅行支援を当面継続すること。

また、観光産業の発展は、地域経済の活性化や雇用の増大等につながるため、地域経済を牽引する産業分野の一つとして燃料価格高騰の影響を受ける観光関連事業者の事業継続を促すためにも、経営状況が回復するまでは、助成金等の支援策を講じること。

(5) 航空機業界への支援

① 航空機産業は、回復傾向が顕著になったといえども経営面では厳しい状況が続いている。コロナ禍を経て航空機産業一辺倒の危うさに気付いた部分もあり、新分野進出が新たなテーマになってくる。今後とも諸支援策のほか、競争力の強化・維持支援策や新ビジネス展開支援を充実すること。

② 中部地域は、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区に指定されており、航空機部品の産業集積地として地域経済の発展に大きく寄与している。民間航空機市場は、一時はコロナ禍で落ち込んだものの、今後の旅客需要は増加が見込まれており、航空機産業の集積地である中部地域は大きなポテンシャルを有していることから、中部地域の航空機製造サプライヤーの事業継続や人材確保、新分野展開などの支援強化に取り組むこと。

2. 中小企業者支援施策

(1) 国が実施する各種支援施策に関する情報周知の徹底並びに事務手続きの簡素化を図ること。

(2) カーボンニュートラルの推進やサーキュラーエコノミーの実現及びDX等経営力強化・生産性向上に取り組む中小企業者に対する支援施策を拡充すること。

(3) 地域資源や観光資源を活用した取り組みを行う中小企業者に対する支援施策を拡充すること。

(4) 外的要因による経営環境の変化に対応するため、事業転換や業態変化を図る中小企業者への支援施策を拡充すること。

(5) 中小企業支援施策は、地域経済を支える中小企業の成長を強力に後押しするとともに、地域の実情に応じて適切で分かりやすい施策とすること。とりわけ、全体の9割を占める小規模事業者の意欲ある取り組みを強力に支援すること。

(6) 各種業法の運用解釈が自治体によって異なる場合には、中小企業者にとって負担軽減となるような統一見解を示すこと。

(7) 省力化・省人化に資する設備等の導入により人手不足

の解消を図る中小企業者に対する支援施策を拡充すること。
《重点要望》

3. 情報化支援の拡充・強化(IT化)

- (1) 中小企業並びに中小企業組合へのIT化・DX推進のためのハード面(情報機器導入資金補助等)・ソフト面(情報担当者育成、システム開発支援等)の支援体制を拡充・強化すること。
 また、デジタル社会が進展する中で、DXの概念や活用手法を中小企業に広く普及する必要がある。組合を活用することで、DX推進をより効率的に実施できることから、組合を通じた中小企業のDX推進対策を実施すること。
- (2) 個人情報保護法への対応、情報セキュリティに関する専門人材の育成や中小企業における情報セキュリティ対策に対する一層の支援を拡充すること。
- (3) ITやDXは中小企業等の生産性向上や経営の活性化を図るために有効であるが、その利活用において中小企業等と大企業との格差が広がっている。また、近年はタブレット・スマートフォン等で操作性が向上していることから、中小企業等が利活用できるIT導入やDX推進に取り組むリスクリングに関する助成制度等ITスキル・能力向上のための支援策を講じること。
- (4) 情報化の進展に伴いサイバー攻撃の脅威が増加している中で、企業がサイバー攻撃を受けると金銭的な損失に留まらず、取引先の信用も失うなど多大な被害となる可能性が高く、その対策への取り組みが重要であるものの、中小企業等にとって設備導入やシステム導入は負担が大きいと、補助金等の支援措置を講じること。
- (5) サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)の継続・拡充を図ること。

4. 組合士制度

- (1) 中小企業組合士の社会的地位と資質向上を図るため、中小企業組合士制度の積極的な振興策を講じること。
- (2) 「中小企業組合士制度」は、組合事務局の資質向上を図るとともに中小企業組合の活力ある発展と企業の育成に寄与している。このため、中小企業組合士の社会的地位と資質向上並びに組合士制度促進のため、国家資格化を図ること。

5. 組合制度

中小企業組合が景気の変動に対応し継続して活性化するとともに、組合員の経済活動の促進を図り円滑な組合運営を行うため、次の組合制度を改善すること。

- (1) 時代の移り変わりとともに、既存事業の見直しを行い、組合員のニーズに合った新事業の立ち上げは、組合存続のために必要不可欠と思われるが、事業の効率や採算を考えた場合、員外利用の20%が高い壁となっており、組合員のニーズに応えられない。
経済事業活動をさらに拡大、活発化させ、安定的かつ円滑に組合運営を行うため、員外利用制限の緩和を図ること。
- (2) 地方、特に人口減少地域にある共同店舗組合においては、組合員の廃業や脱退などから店舗自体の運営維持も難しい状況があることから、そこで、出資を伴わないテナント出店や大企業等の出店等、利用制限を超えた員外者の施設利用を認めるなど柔軟な運用を行うこと。
- (3) 商店街振興組合において、テナント運営となっている店舗も多く、理事会や総会の出席率の低下及び理事を引

き受ける人の減少が著しいこともあり、円滑な組合事業推進を図るため、商店街振興組合における員外理事の制限を緩和すること。

- (4) 事業協同組合及び商店街振興組合等の設立要件を緩和すること。
- (5) 協同組合や商店街振興組合等において事業承継が円滑にいかず、廃業を検討している組合員に対しての支援として、組合自体が事業承継につながるよう、その組合員の経営を行うことができるように共同事業の範囲を拡大すること。
- (6) 役員選挙の方法として指名推選を規定しているが、この選挙方法を採用するためには、総会に出席した者全員が同意し、さらに選考委員が選んだ候補者を一括して出席者全員が同意する必要があるが、この出席者全員の同意という条件は厳しいので出席者の3分の2の同意で実施できるように緩和すること。

6. 建設関連業種への支援

- (1) 建設業は、地方にとって経済、雇用、地域の活力を左右する重要な産業であり、社会資本の整備、維持管理を通じ、災害時の対応など住民の安心・安全に寄与する産業である。その担い手である地方中小企業の健全な利益の確保と計画的な人材確保・養成、設備投資が必要であることから、地方中小企業向け公共事業に対する長期的かつ安定的な発注計画を作成すること。
- (2) 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて、適正な利益を確保するため、最低制限価格の引き上げと設定範囲の上限撤廃を行うこと。

7. 地域資源の活用支援

地域資源を活用し、地方経済の実態に即した景気対策を実施するため、以下の支援を講じること。

- ① 地産地消の推奨を図るため、公共物件における地域産材等の使用を制度化すること。
- ② 日本の住宅業界はウッドショックと言われる外国産木材の供給不足とそれを補う国内産材の生産体制ができていないことが表面化しているため、森林整備や素材生産業者の確保により、国産木材の安定供給、活用促進のための支援策を拡充・強化すること。

8. 中小企業の海外販路開拓支援の強化

国内中小企業が今後とも成長・発展を遂げるには、アジア諸国をはじめとする海外市場を取り込んでいく必要があるため、経験が乏しい中小企業が海外展開に取り組むうえで必要な情報やノウハウの提供、フィージビリティスタディやプロモーション活動などについての支援策を積極的に努めること。

9. 人材確保・後継者育成・事業承継・事業継続対策

- (1) 中小企業の後継者育成に関する支援策を拡充・強化するため、広い視野や新しい視点から業界や社会情勢を見ることができると人材育成に努めている組合青年部・女性部組織等を活用した資質向上や地域経済のリーダー養成に向けた活動等に対する助成措置等後継者育成支援策を講じること。
- (2) 事業承継に係る設備投資や販路開拓に関する支援施策を拡充すること。
- (3) 後継者育成・事業承継・企業の合併買収など中小企業の存続に関する情報提供及び相談体制を強化すること。
- (4) 事業承継に関する人材養成及び後継者育成のための支援施策の拡充及び相談体制の強化を図ること。

- (5) 大規模災害による社会インフラの停止や感染症による行動制限などを貴重な教訓とし、企業の危機管理能力を高め、緊急時における事業活動の継続を図り、サプライチェーンを遮断させることなく、地域経済の維持・発展を図るため、中小企業・小規模事業者や中小企業組合が取り組むBCPの策定・運用に対する支援措置をより一層推進するとともに、中小企業強靱化法に基づく連携型事業継続力強化計画認定後の支援策を強化すること。

また、県域を越えた連携に対する支援を強化すること。

《重点要望》

- (6) BCP(事業継続計画)及び事業継続力強化計画を策定した事業者等を対象とした無停電電源装置、自家発電設備等の防災設備の導入及び工場等の生産設備の耐震化、制震及び免震装置等の減災設備に対する補助金等の支援策を講じること。

10. 業界固有の技能者資格等の国家資格化

建設工事関連業の現場作業における「登録基幹技能者」、中古自動車販売店の販売員が認定される「中古自動車販売士」など、業界固有のエキスパート人材を認定する資格制度の国家資格化を図ること。

11. 建設業許可へ許可業種「サイン工事業」新設

大手ゼネコンの現場等の作業の際に現場許可取得を求められる場合が発生している。現在、サイン工事(看板業)には該当する建設業許可項目がないため、他の工事(とび・土木・コンクリート工事業、鋼構造物工事業)で許可取得をする必要があり、多くの手間が掛かっているため許可業種へ追加すること。

② 成長促進・発展対策

1. 事業承継支援

中小企業の多くでは後継者の確保が難しく、経営者の高齢化に伴う廃業が増加していることから、地域経済の活性化を維持するためにも後継者の育成及びM&A、従業員承継を含めた親族外承継に関する支援策を拡充・強化すること。

③ 連携対策

1. 中小企業者・組合等連携組織支援施策

- (1) 中小企業者及び組合に対する経営力強靱化・成長促進支援施策を拡充すること。
 (2) 組合が組合員のために行う事業に対する財政的支援を拡充すること。
 (3) 中小企業連携組織対策の充実・強化

① 事業協同組合をはじめとする中小企業連携組織は、個別企業では対応の難しい生産性の向上や人材の確保などに大きな役割を果たしていることから、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置付け、拡充すること。 《重点要望》

② 小規模企業振興基本法による小規模企業者に対する支援策の拡充に伴い、小規模企業者で組織する組合等については、各種補助金の補助率10/10にするなど、早急に支援の充実を図ること。

③ 事業協同組合をはじめとする中小企業連携組織は、個別企業では対応の難しい生産性の向上や人材の確保などに大きな役割を果たしていることから、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置付け、拡充するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導體制を強化し、中小企業等協同組合

法などによる連携組織を積極的に支援できるよう十分な予算措置を講じること。

- ④ 中小企業団体中央会の連携組織に対するコーディネート機能を強化するため、中央会指導員の資質向上に対し十分な予算措置を講じること。

2. 中小企業者の官公需受注機会の確保

- (1) 国は、「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律(官公需法)」並びに毎年度出される「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。
 また、国等の発注機関は、年間を通じて発注の標準化に努めること。

(2) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して、官公需施策への理解を深めるための指導を行うとともに地元中小企業や官公需適格組合等の受注機会増大に向けた取り組みを推進すること。

(3) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して、エネルギー、資材価格や労務費等のコスト上昇分に対応した必要経費等の発注価格への反映がなされるよう指導を強化すること。

(4) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して、少額随意契約の見直し及び最低制限価格制度等の活用を促進するなど、適正価格での受注機会の確保がなされるよう指導すること。

中小企業等は、地方自治体からの発注が減少するなか、受注確保のため、低入札価格での受注競争が激化しており健全な事業活動が行えていない。適正価格での受注確保のため、国及び地方自治体は最低制限価格制度を導入している場合、入札が不調になるということは低価格競争に繋がっていることを認識し、最低制限価格の金額を見直すほか、著しい低価格による落札が行われないう低入札価格調査制度を積極的かつ適切に運用すること。

また、人件費及び原材料の上昇といった状況を反映していないことから、インフレ条項の適用により、適正な価格での柔軟な発注にも努めること。

(5) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して、官公需適格組合との緊急時における災害協定等の締結並びに協定に基づいた優先発注の推進を指導すること。

(6) 官公需適格組合やカーボンニュートラルの推進など環境に配慮した取り組みを行っている中小企業等に対し、審査時における加点等の措置を講じること。

(7) 適切な予定価格の作成にあたっては、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえ、参考見積をもとに予定価格を設定することとし、随意契約の場合には参考見積を聴取した事業者に対しても取引から排除しないこと。

3. 特定地域づくり事業協同組合制度の拡充・改善

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、地域の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、組合で職員を雇用し事業者派遣することにより、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することで移住・定住を促進し、その地域の活性化につながることから、制度の周知を継続的に図るとともに、永続的かつ着実な財政支援措置を講じること。

④ 地域経済・振興対策

⑤ 金融対策

1. 中小企業への円滑な資金供給体制の確立と金融機関への指導継続

- (1) 金融機関によるリレーションシップバンキング機能や、事業性評価を重視した円滑で迅速な融資を可能とすること。
- (2) 経済対策に呼応した融資条件の緩和等中小企業金融対策の一層の充実
 - ① 経済環境の急激な変化(エネルギー・原材料価格の高騰や過度な円安、人手不足等)や、取引先の経営状況の悪化等乗り越えるための、地域や業種や業態に合わせた機動的な金融施策の拡充を図ること。
《重点要望》
 - ② エネルギーや原材料価格等の高騰により、日々の運転資金に支障をきたす中小企業者に対する適切かつ迅速な資金繰り支援のほか、経済社会の構造等の変化に適応していくための経営改善・事業転換に係る金融支援、そしてコロナ禍で増大した債務(ゼロゼロ融資など)に対応する事業者への事業再生支援など、事業者の実情に応じた金融支援を講じること。
 - ③ 金融庁は、金融機関の「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を監督し、融資慣行として浸透・定着を図るとともに、令和6年3月にスタートした保証料率の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できる信用保証制度の周知徹底及び経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるために策定された「経営者保証改革プログラム」に基づく積極的な融資の推進を図ること。
 - ④ 業績の回復していない事業者に対する既往貸付に対する条件緩和や、借換等の制度の維持・拡充を図ること。
 - ⑤ コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、民間金融機関に対して実質無利子・無担保融資の返済が行われている中、中小企業等が債務超過や赤字となった場合でも事業再構築などの前向きな取組の促進など、地域の金融機関においては、個々の中小企業等の実態を踏まえた新たな資金需要の支援を強化すること。
 - ⑥ スタートアップ企業との連携・DX・GX・SDGs等、更なる成長に向けた取組みや円滑な事業承継等を支援する金融施策の充実を図ること。
 - ⑦ 「事業成長担保権」制度の早期導入並びに活用に向けた体制強化及びサポート態勢の整備を行うこと。
 - ⑧ 日本銀行のマイナス金利解除の実行に伴い、借入金利の引き上げがあった場合に、中小企業等は借換えや新規借入れ時の返済負担増に苦慮する可能性が高まるため、現状では、賃上げと物価高騰に加え、利上げが実行されると経営悪化が見込まれることから、セーフティネットによる金利引き下げの措置をとり、マイナス金利解除の影響が企業経営に及ばないように柔軟な対応を行うこと。
《重点要望》
 - ⑨ 金融機関による経営改善・事業再生支援等の伴走支援を一層推進するための施策を強化すること。
 - ⑩ 制度改正等による資金需要に対して、業種・業態を考慮した金融措置を策定すること。

2. 政府系金融機関の更なる機能強化と融資制度の拡充

- (1) 緊急時をはじめ商工中金及び日本政策金融公庫の果たす役割がますます重要になってきており、中小企業等の状況を的確に把握して実情に合った事業を展開するなど、機能の強化を図るとともに、地域の中核となる中小企業等の事業転換・設備投資、中小企業組合や地域

資源を活用する企業連携体を支援するため、融資制度を拡充すること。

- また、令和5年6月14日に改正商工中金法が成立したが、引き続き、組合及び中小企業等の金融の円滑化を目的とし、足もとで加速する様々な事業環境変化に挑戦する中小企業等への支援を維持・強化すること。
- (2) 経済環境の急激な変化を乗り越えるための相談対応の充実及び特別貸付の拡充を図ること。
- (3) セーフティネット機能を発揮するための危機対応業務の拡充を図ること。
- (4) 資金提供の円滑化を図るため融資対象事業の評価に基づく低金利等優遇措置をとること。
- (5) 事業承継や人手不足等、企業が抱える課題解決に対する支援機能を強化すること。

3. 信用補完制度の充実

- (1) 「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた、不動産担保や人的保証に依存しない融資制度の促進を図ること。
- (2) 金融機関と連携した保証審査期間の短縮化や、事務の簡略化を図ること。
- (3) 信用保証協会のセーフティネット保証は資金調達力の弱い中小企業・小規模事業者をサポートする重要な施策であるため、信用保証協会の基金補助金の確保及び信用保険向け政府出資金を確保すること。
- (4) 経済環境の急激な変化等の緊急時における特別貸付(無利子・無保証融資等)に対する保証条件を緩和するとともに、条件変更による追加信用保証料についても免除すること。
- (5) 返済履歴を考慮した保証料率の引き下げ等の優遇措置を図ること。

4. 高度化融資制度の弾力的運用

- (1) 高度化融資制度の充実強化を図り、個人保証については求めないこと。
- (2) 高度化資金の返済について、組合の運営は組合員の減少等により非常に厳しい状況にあり、当初の返済期限や返済額を履行できない組合が多数出てきているので、返済条件の緩和について一層弾力的に運用すること。

5. 中小企業倒産防止共済制度の見直し

中小企業倒産防止共済制度は、取引先倒産の倒産・廃業など貸し倒れリスク及び連鎖倒産を防止する備えとして意義ある制度であるため、次の見直しを行うこと。

- ① 共済金貸付時に貸付額の10%を掛金総額から控除する制度は負担が大きいため、廃止すること。
- ② 共済に加入して間もない時期でも、取引先の突発的な倒産に対して貸付が受けられるよう6ヶ月未満の貸付制限を見直すこと。

⑥ 税制対策

1. 消費税

- (1) 消費税率引上げに伴う中小企業における事務負担軽減措置の導入等、十分な対策を取ること。
- (2) 国際情勢の影響等により経済が悪化している現状を鑑み、消費税の基本税率の見直しや二重課税(ガソリン税、酒税、タバコ税等)の解消を検討すること。
- (3) 消費税の適正かつ円滑な価格転嫁を図るため、違反行為に対しては引き続き監視と摘発を徹底すること。
- (4) 現在、免税事業者については課税売上が1千万円以下、簡易課税制度については課税売上が5千万

円以下の事業者に対して適用されているが、零細事業者の事務負担を考慮しこの制度を維持すること。

- (5) インボイス制度について、業種・業態ごとの実情や取引の実態を踏まえた負担軽減措置及びシステム改修等に対する十分な支援策を講じるとともに丁寧な制度周知に努めること。

また、仕組みを簡素化し2割特例や少額特例等の負担軽減策の延長や恒久化、または追加的措置の導入など、中小事業等の状況を踏まえた柔軟な運用を行うこと。

- (6) インボイス制度や電子帳簿保存法など、既にスタートした税制に関する新たな制度等への対応を進めるのと併せて「業務のデジタル化(DX)」に取り組むことにより、人的資源に乏しい中小企業のバックオフィス業務全体の効率化を進めるための会計ソフトの導入や既存ソフトの改修、クラウドサービスの活用などに係る経費の補助を講じること。

2. 法人税

- (1) 国際競争力の向上を図り、国内投資や雇用創出を促進するため、中小企業の成長を第一に、法人税率の更なる引き下げと中小法人に対する軽減税率の延長・引き下げを図ること。
- (2) 中小企業等の法人実効税率を引下げること。
- (3) 企業組合及び協業組合の法人税率を引き下げること。
- (4) 収益の悪化している中小企業を支援するため、欠損金繰戻還付請求制度の拡充及び繰越控除期間を延長すること。
- (5) 中小企業組合において、賦課金収入に対する課税を撤廃すること。
- (6) 中小企業及び中小企業組合の軽減税率を引き下げるとともに、適用所得金額を撤廃すること。
我が国の経済成長の源泉である中小企業等の経営基盤や国際競争力の強化、また、創業促進の観点からも、中小企業組合及び中小企業に対する法人税率は、現行の軽減税率15%からさらに引き下げるとともに、適用所得金額については撤廃すること。
- (7) 賃上げ促進税制における要件の緩和及び控除率を引き上げること。
- (8) 中小法人の軽減税率を引下げ、適用所得金額を見直すこと。
- (9) DX及び設備投資に係る減価償却資産特例を拡充すること。
- (10) 税制上の優遇を受けられる中小企業の定義となる資本金額を引き上げること。
- (11) 法人事業税の外形標準課税の中小企業への適用拡大や中小法人向け租税特別措置の利用制限を行わないこと。
- (12) 激甚災害に指定された地域の企業への寄付金の損金算入限度額を引き上げること。
- (13) 各種減税申請を行う際の手続きの簡素化を図ること。

3. 同族会社・事業承継税制

- (1) 「個人版事業承継税制」が創設されるなど抜本的に拡充されたが、中小企業が事業基盤を損なうことなく、後継者に円滑に事業を承継し発展できるよう、自社株の評価方法等についての更なる見直しや簡素化を推し進め、制度の更なる充実を図ること。
- (2) 中小企業等の事業承継が円滑に行われるように、事業承継税制を活用することで後継者が取得した自社株式に係る贈与税・相続税について、納税猶予を受けられるが、雇用維持要件を満たせなかった場合、書類の提出や助言が必要となるなど、中小企業等への負担が大き

い。事業承継を円滑に行うためにも、非課税贈与額の拡大などにより、事業承継税制の一層の拡充を図ること。

- (3) 事業承継税制は、平成30年度税制改正において、10年間(平成30年1月1日から令和9年12月31日まで)、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大3分の2まで)の撤廃や納税猶予割合の引上げ(80%から100%)等の特例措置が創設されたが、多くの中小企業では事業承継への対応が進んでおらず、後継者に円滑に事業を承継し発展できるよう、特例措置適用期間の延長を図ること。
- (4) 事業承継・引継ぎを契機とする業態転換や多角化を含む新たな取り組みを支援する「事業承継・引継ぎ補助金」はあるものの、実情として事業承継には時間を要することが想定され、公募期間や事業期間を長くするなど中小企業事業者にとってより効果的な運用となるよう制度を拡充・強化すること。
- (5) 事業承継を円滑に行うため相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例措置期間の延長や手続きの簡素化を図ること。また、取引相場のない株式の評価方法を見直すこと。

4. 中小企業投資促進税制

中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するため、新分野進出の際の税制優遇を含め、中小企業投資促進税制及び経営強化税制の更なる拡充を図ること。また、本税制について恒久化を図ること。

5. 自動車関係税制

- (1) 我が国の自動車関係諸税については、税負担が複雑で過重となっており、さらに、消費税率の引き上げに伴い一段と税負担が重くなっているため、自動車関係諸税を整理し、軽減すること。
- (2) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化・拡充すること。
- (3) 揮発油税は、消費税との二重課税であることから過重な税負担を見直すこと。
- (4) 低年式自動車に対する自動車税のあり方を見直すこと。
- (5) 一般財源となった自動車重量税を廃止すること。

6. 事業所税の廃止

政令指定都市や人口30万人以上の指定市などに課せられている事業所税を廃止すること。

7. 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、多数の設備を有する製造業や建設業など特定の業種に負担が偏っているといった業種間の税負担の偏在、中小企業の設備投資意欲の低下や事務負担を増加させる一要因にもなっていることから、廃止すること。

8. 食事支給の非課税枠の引き上げ又は上限の撤廃

近年、弁当製造のための原材料費の高騰等の影響もあり、製造コストが上昇しているが、その上昇分を価格に転嫁するにあたり、提供先である事業者の食事支給の非課税枠が所得税法上、月3,500円以下であるため、事業者は事業主負担が3,500円以下になるように調整しており、価格引き上げ交渉が困難となっている。このため、食事支給の非課税枠3,500円の引き上げ又は非課税枠の上限の撤廃を図ること。

9. その他中小企業・中小企業組合税制の充実強化

- (1) 「地球温暖化対策のための税」、いわゆる環境税の導

入により、全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率が石油石炭税に上乘せされているが、中小企業者において過度の負担増とならないよう、免税・還付措置等の負担軽減措置を講じること。

- (2) 賞与及び退職給付金の繰入の損金算入ができれば、中小企業の内部留保が増え、従業員の福利厚生の実質や経済活力を取り戻すことにつながるため、制度を復活させること。
- (3) 役員報酬は、職務執行の対価であるにもかかわらず、損金算入には、定期同額給与や事前確定届出給与など厳しい制約が課せられているが、経営基盤が不安定な中小企業の実態を踏まえ、役員報酬を弾力的に改訂でき、損金算入できる制度にすること。
- (4) 自社利用目的のソフトウェア(無形固定資産)の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
- (5) 消費の拡大を通じて経済活性化を図るため、資本金1億円以下の中小法人の交際費について年800万円まで損金算入できる時限措置(令和9年3月末まで)を恒久化すること。
- (6) 電力多消費産業に適応されている再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免制度の見直しについては、企業の負担増となり、国際競争力の低下につながるため、実施しないこと。
- (7) 鉄筋コンクリートや鉄骨鉄筋コンクリート造りのホテル・旅館の固定資産税評価における最終残価率到達年数が50年から45年に短縮されたが、未だ大きな負担となっているため、さらなる短縮化を図るほか、法人税に準じた固定資産税の減免又は免除など見直しが確実に実施されること。
- (8) 事業用地や公共・公益性のある共同施設などへの固定資産税の軽減制度等、中小企業と地域にとって真に実効ある固定資産税の負担軽減のための措置を講じること。
- (9) 中小企業の事業再構築又は新分野進出・新事業への取り組みに関する税制措置を講じること。

⑦ 労働対策

1. 雇用・労働施策の拡充

- (1) 急速な少子高齢化が進展する中で、貴重な労働力である子育て世代の労働者とその能力を発揮するためには、働きながら育児ができる環境を整備する必要があるため、認可保育所においては、土・日曜日保育の実施と延長保育時間の拡充や病児保育に対応することを認可条件にするとともに、保育所に対して必要な経費を支援すること。
また、保育士の確保や継続就業は待機児童問題の解消につながるため、保育士養成学校の拡充並びに保育士の処遇改善に努めるとともに不登校児童・生徒等の受け皿となっているフリースクールへの財政支援を行うこと。
- (2) 働き方改革関係法令の施行に伴い、その運用にあたっては、中小企業にとって過度な負担とならないよう十分に配慮するとともに、多様な働き方の実現に向け、中小企業が対応しやすい環境を整備すること。
- (3) 働き方改革による時間外労働の上限規制については、立場の弱い中小企業では、取引先の都合等により依然として実施が困難な状況にある。特に、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された自動車運転業務については、運送業界に限らず、経済全体に大きな影響があることから、時間外労働につながる取引慣行の見直しを推進すること。
また、同じく時間外労働の上限規制が適用された建設

業については、上限規制を考慮した工期設定を行うこと。
《重点要望》

- (4) 定年延長や継続雇用の延長など高齢者の雇用推進整備に取り組む小規模・零細事業者に対し、積極的な支援策を講じること。

2. 中小企業の経営状況等を踏まえた最低賃金の設定及び賃上げ支援の充実

- (1) 最低賃金の設定にあたっては、地域中小企業の経営状況や雇用実態等、地域中小企業の実情を考慮すると共に、地方最低賃金審議会の自主性を損なわないようにすること。
《重点要望》
- (2) 中小企業の賃上げを支援するための労務費を含む価格転嫁を推進すると共に、助成の充実や各種補助金等における優遇措置の強化を図ること。

3. 社会保障制度

- (1) 社会保険制度については、中小企業の経営実態等に配慮し、将来的に安定した制度の確立に取り組むこと。
- (2) 社会保険料の引上げや適用拡大については、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないように慎重に検討すると共に、事業者の負担を軽減する措置を講ずること。
- (3) 中小企業等への負担が過度にならないよう、社会保険の保険料率の安易な引き上げは行わないこととし、中小企業等の賃上げに伴う社会保険料の負担軽減支援策の創設を中心とした社会保険制度の改善を行うこと。
- (4) 少子高齢化の進展により、生産年齢人口が減少に転じた今、パートやアルバイトなどで働く女性の存在は、貴重な働き手となっている。そのような中、女性の就労抑制につながっているとされる年収「103万円」あるいは「130万円」などの、俗にいう「年収の壁」について早期に撤廃し、望むように働き・活躍できる社会にするため、税制や社会保険制度の抜本的な見直しを行うこと。
《重点要望》
- (5) 年収の壁の問題について、中小企業の労働力確保を阻害することがないように抜本的な対策を講ずること。
- (6) 働き方改革関連法改正の猶予期間終了による影響を受ける業種への支援を強化すること。

4. 教育・人材育成

- (1) 大都市圏への人口の一極集中を是正し、地域に必要な人材を呼び込み、地方の中小企業の人材確保を促進するため、UIターン等に係る各種助成を創設・拡充すること。
また、外国人留学生や特定技能を取得した外国人を地方の中小企業へ就職を促すなど支援を強化し、地方の中小企業への外国人材の雇用を促進すること。
- (2) 中小企業において、人材の確保・育成は大きな経営課題である。特に技能の継承という観点からも、ものづくり人材の育成、若年者の確保は急務であることから、大学等教育機関と産業界の連携によるキャリア教育・職業教育事業に対する支援、新入社員や若手従業員の育成・定着支援等の更なる対策を講じること。
また、コロナ禍では営業活動を縮小し、人材も雇調金の活用などで凌いだ中小企業の現場では、経済活動が回復局面を迎え、コロナ禍以前の厳しい人材不足の状況に戻りつつある。
そこで、中小企業の人材確保に向けた採用活動支援のほか、企業による教育訓練の拡充、労働者の主体的な学びへの支援に資する助成金等の強化・拡充など、人材の確保、育成に向けた支援策を講じること。

⑧ 人材対策

1. 中小企業に対する人材の確保・定着・開発等に関する対策の更なる推進

- (1) 若年者人材を確保・定着させるための支援策を強化すること。
- (2) 女性、高齢者、障害者等多様な人材の更なる雇用対策を強化すること。
- (3) 地域産業を支える製造業・建設業等の技能者育成、技術・技能継承への支援を強化すること。
- (4) 人材育成機関としての中小企業組合に対する支援・助成策を講じること。
- (5) 技能検定制度については、中小企業のニーズを踏まえた職種の拡充を推進すると共に、技能検定試験を実施する中小企業組合及び運営に携わる中小企業への支援を強化すること。また、実技試験受検手数料の減額対象者の年齢引き上げ等を図ること。
- (6) 「月60時間超の時間外労働への割増賃金率」については、中小企業への猶予措置が令和5年3月末をもって終了し50%へ引き上げられたが、長時間労働の要因は業種や職種、企業規模によっても現状や背景が異なることから、対応に困難な中小企業等に対して、労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進、休息時間の確保等の長時間労働抑制に向けた取り組みを行った場合における助成金等支援策の拡充・強化を行うこと。
- (7) 従業員の職務に関する知識・技能やDX等専門的スキルの習得、リスクリングへの取組みに対する支援を充実・強化すること。
- (8) 採用活動に充てられる予算や人員が限られている中小企業においては、公的な職業紹介への期待は高く、求職者と求人企業のマッチングの質を向上するうえで、業種・業界のニーズを踏まえた人材と仕事のマッチング機会を創出することが重要であることから、ハローワークの機能強化など、公的職業紹介のマッチングの質向上・体制強化を求める。
- (9) インターンシップは大きな企業と比べ知名度の低い中小企業にとって、自社の魅力を学生に伝える有効な機会であり、入社後のミスマッチ防止の効果も期待できることから、インターンシップなどを通じた中小企業で働く魅力の発信強化と採用力向上に向けた支援を強化すること。

2. 中小企業のニーズ等を踏まえた外国人材受入れ制度の見直し

- (1) 技能実習制度並びに特定技能制度について、業界のニーズ等を把握した上で、対象職種・業種を拡充すると共に、利用する中小企業等の負担とならないよう事務手続き等の簡素化・迅速化を図ること。
- (2) 転籍については、大都市圏への流出防止など、地方の人材確保に配慮した制度とすること。《重点要望》
- (3) 新たに創設される「育成就労制度」への移行にあたっては、現行の外国人技能実習制度の2号移行対象職種のすべてが網羅されるよう、特定技能制度の特定産業分野を設定するとともに、育成就労制度の対象分野に設定すること。また、その分野については、国が設定する明確な分類のもとに設定すること。加えて、現行の2号移行対象職種ではない業種であっても、業界や地域における生産性の推移、人手不足の状況を把握し、特定技能制度の特定産業分野と育成就労制度の受入れ対象分野に設定すること。《重点要望》
- (4) 特定技能制度における悪質な登録支援機関を排除するための措置を講ずること。
- (5) 外国人材の定着に向けた中小企業及び監理団体等

の取組への支援策(好事例の共有、社宅や休憩室等の新設・改修や送迎車両の購入等に係る経費への助成等)を構ずること

⑨ エネルギー・環境対策

1. 環境・エネルギー

- (1) 中小企業者が取り組む環境保全義務対策(緑化・騒音・水質・PFAS・PCB・アスベスト・廃プラチック等)に対する支援を強化・拡充すること。特に、アスベスト含有廃棄物及びPCB廃棄物の処理に係る費用を全額負担するなど財政支援措置を講じること。
- (2) 土壌汚染対策を行うための調査及び除去等については、中小企業者にとって過度な負担とならないように要件の緩和や財政支援措置を講じること。
- (3) 中小企業者がJ-クレジット制度を活用する場合、税制や資金等について優遇措置を講じること。
- (4) エコリース促進事業補助金は、再生可能エネルギー設備や低炭素機器をリースで導入した際リース総額の2~5%を補助する制度であり、積極的な設備投資を行う上で有効な手段であるが、昨年度から工作機械等一部が除外されたため、対象機器の復活と予算の増額を行うこと。
- (5) 産業廃棄物等を再利用し、再資源化するための規制を緩和すること。
- (6) 珪砂産業における新規鉱山の区域決定、開発に必要な諸手続きの申請・認可の迅速化を図ること。

2. 原油・原材料高騰への支援策の強化

- (1) 原油・原材料価格が高騰及び人件費が上昇する中、中小企業にとっては調達コスト、物流コストの変動により、経営の安定化に影響を与えている。原油、原材料、電力等の資源・エネルギーの安定供給並びに価格の適正化のため、総合的な資源・エネルギー支援策を推進すること。《重点要望》
- (2) エネルギー、資材価格や労務費等のコスト上昇分を適切に価格に転嫁できるよう環境整備を図るとともに、支援施策を拡充すること。また、「価格交渉促進月間」並びに「パートナーシップ構築宣言」に基づき、受注側企業における労務費、原材料費、エネルギー価格等のコスト上昇分について、円滑に反映できる体制構築に努めるとともに価格転嫁等の監視及び指導を強化すること。

さらに、ガソリンや電気などのエネルギー価格等高止まりにより影響を受ける中小企業・小規模事業者に対し、事業負担の軽減・緩和を図るため、令和6年5月末に終了した負担軽減策を新たに措置すること。またその中には、特別高圧電力を活用する事業者への負担軽減措置も含めること。

- (3) 原油、天然ガス等のエネルギー価格の高騰に対応した電力価格の抑制を継続するとともにエネルギーの安定供給を行うための施策を講じること。
- (4) 急激なエネルギー価格の高騰によって価格転嫁の困難な中小企業等の負担を直接的に軽減するため、国は「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を延長して実施しているが、補助がなくなった場合には中小企業等の収益の悪化が予想されるため、電気代・ガス代に関する激変緩和対策を一定期間継続支援すること。

《重点要望》

3. 電力の安定供給と省エネ・節電対策支援の強化

- (1) 大企業に比べて製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段に乏しい中小企業者の経営基盤が

強化されるように再生可能エネルギー発電促進賦課金の上昇を抑制すること。

- (2) 電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力のデマンド制について、基本料金の算定期間の短縮(1年→6ヶ月)又は一定期間内における最大と最低の平均電力量とする料金制度へ改定すること。
- (3) 仕事量が増えれば増えるほど電気を使用するため、赤字になり、収益を圧迫する。

今後、コロナ禍からの回復に伴う経済活動の再開・活性化に向けては、電力の安定供給に向けた環境整備と中小企業者に対する電気料金のさらなる負担軽減措置を講じること。

- (4) 中小企業者等に対する生産性及び脱炭素・省エネルギー設備の新規導入と更新などによるカーボンニュートラル推進に向けた支援を継続すること。
- (5) 省資源・省エネルギーの実現に向けた、水力、風力等の再生可能エネルギーの活用、将来の国産資源となれるメタンハイドレートの調査研究を進めるなど、具体的な対策を早急に進めること。

- (6) 足元では地政学的なリスク要因及び円安により石油、LNG、石炭等のエネルギー価格が高騰しており、エネルギー消費機器の効率化による燃料・電力の消費抑制を迫る必要があり、国においては省エネルギー投資促進を目的に省エネ性能の高い設備等への補助制度が確立されている。

また、国は企業自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指すRE100の普及に努めていることから、太陽光発電などの導入支援対策として、再生電力を利用することでCO₂排出削減に貢献することを目的に、自家消費による電力費の抑制だけでなく、余剰電力を販売する場合も含めて設備導入に関する補助制度を拡充すること。

4. 有害物質除去への支援

国・県等行政の指導により、防火対策としてアスベストを使用していた中小企業組合等の共同施設におけるアスベストの除去や囲い込み工事への支援措置、PCBの処理への支援拡充など、有害物質除去に対して支援を行うこと。

5. カーボンニュートラル達成に向けた中小企業等の取り組み支援策

政府は「2050年カーボンニュートラル」を実現すると宣言し、2030年度に温室効果ガスを、2013年比で46%削減することを目指すことを公言しており、まずは、2030年に向けて産業部門や業務部門に対し、大幅な省エネを行うことが求められている。

中小企業等においても、それぞれの事業内容に照らし、脱炭素、そして省エネ等に積極的かつ主体的に取り組む必要がある一方で、経営資源に不足する中小企業等の現場においては、脱炭素が自分のビジネスにどう関係してくるか、何をすればいいのかといった入口のところで、足踏みするレベルの事業者も少なくない。

そこで、中小企業等が関わりやすい形で、現状の認識と対策の立案、実行に向けた支援が必要となるほか、中小企業等の脱炭素への取り組み、課題など現場の実態に配慮し、脱炭素に向けたロードマップ策定について、不断の見直しを図りながら進めること。

⑩ 工業対策

1. サプライチェーン対策の充実

原材料等を海外に依存することなく、国内で需要・供給

するための設備導入や生産拠点の整備など中小企業者に対する補助金等の支援を講じること。

中でも、食品加工業においては物流課題として、温度管理がある中で、昨今のドライバー不足により、ますます物流サプライチェーンの保持が厳しくなっている。食料輸送という温度管理が必要な特殊事情を踏まえての物流サプライチェーンへの支援を強化すること。

また、海外生産・調達に依存する半導体や蓄電池などの部素材について、国内での生産体制の構築支援を求めるとともに、レアアースなどの重要鉱物について、特定の国に依存しすぎないよう企業による海外での権益取得に対する支援も積極的に講じること。

2. ものづくり支援対策

- (1) 通称「ものづくり補助金」については、中小企業・小規模事業者の設備投資意欲の促進、事業の多角化、経営意識の変革等、地域の産業社会を活性化する役割を担っており、事業を通じて開発した試作品等の商品化等をより確実なものとするためにも、本事業を恒久化すること。

- (2) 生産性向上・経営力強化に大きな役割を果たしてきた「ものづくり補助金」について、厳しい経営環境にある中小企業のさらなる成長発展を促すため継続すること。

- (3) ものづくり補助金の事業実施体制が変更され、問合せ対応や申請書類の要件チェック等が全国事務局において一括して行われるようになったことにより、サポートセンターに電話が繋がらないといったケースや書類審査等に相当の時間を要していることから、事業者や支援機関から地域事務局に対し多くの問合せが寄せられている。

そのため、全国事務局だけで一括管理・運営を行うのではなく、従来どおり地域事務局を有効活用するとともに情報共有を図り、事業者に寄り添った支援体制にすること。

- (4) ものづくり補助金では従来、認定支援機関確認書の提出が必須であり、公募申請時に支援が行われ、申請書の内容、必要書類の支援が行われた。しかし、令和元年度補正のものづくり補助金より廃止された結果、初めて申請する事業者、一度も採択されていない事業者などからは申請書類がA4一枚で数行の内容のないもので申請されている。また、「会社全体の事業計画」の基準年度等の間違い、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の間違いが非常に多く見受けられ、採択後の修正依頼の業務が多くあるため、そのような応募を少なくするために、再度、認定支援機関の支援を受けてものづくり補助金の応募がなされる活用を図ること。

- (5) 中小企業者が生産性向上や技術革新を行うためのITツール導入やデジタル化の強化、サイバーセキュリティ対策強化など、DX推進に対する補助金等の支援を継続拡充すること。

- (6) 知的財産権の取得や保護に対する費用の軽減措置など知的財産活動に対する支援策を講じること。

- (7) 熟練技能者が長年の経験で培った技能、ノウハウや専門的な知見などの円滑な継承や人材育成のために行う教育訓練に対する費用の補助を行うなどの支援策を講じること。

- (8) 産業構造の変革に直面する中小企業者の企業間で連携するための機会の確保やその取り組みに対する支援を行うとともにスタートアップ企業の連携組織化に対する支援を講じること。

- (9) フォローアップ支援事業の継続・拡充

ものづくり補助金を実施した補助事業者を対象とするフォローアップ支援事業は、機械装置の現況確認を原

則とし、個別の販促支援等の実施を認めていない。

継続的な事後支援は補助事業の事業化を促進する観点からも非常に重要であり、事業化状況報告のフォローアップ、販路開拓や販促促進等を支援対象とすることに加え、対象年度の拡充等、フォローアップ支援事業を継続・拡充すること。

- (10) 省力化、省人化を行うための補助金について補助率のアップ及び補助上限額の引き上げを講じること。
- (11) 設備投資等を支援する補助金等について、申請要件の緩和及び申請手続きの簡素化を講じること。

3. 不当廉売及び優越的地位の濫用の防止、下請取引の適正化

- (1) 不当廉売及び優越的地位を濫用した不公正な取引方法に対して、国は迅速かつ的確に、実効性のある対処を行うこと。
- (2) 弱い立場にある下請中小企業者が親事業者・発注事業者による優越的地位の濫用等により不当な取引条件を強要されることがないように法制度や業種別下請ガイドラインの周知徹底を図ること。
- (3) エネルギー・原材料価格高騰などのコスト負担増や従業員の賃上げ等を実現するために、中小企業が適切に価格転嫁し、利益を確保しやすい取引環境の整備に向け、引き続き大企業など親事業者に対する、法制度に基づいた厳正かつ適正な指導等を講じること。

《重点要望》

- (4) 中小企業組合を通じて行う団体協約などの取引条件改善への取組みに対して要望の機会を設けるなど実効性を担保できるよう発注者側の企業に対して指導を行うこと。

また、価格転嫁交渉を円滑に進める有効な手段としての「組合による団体協約の締結」の制度や仕組み、その好事例を周知するとともに、組合組織の有用性を広くPRすること。

《重点要望》

- (5) 下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとする通達を親企業が遵守するよう指導すること。
- (6) 立場の弱い下請け等地域の中小企業者が強いられる不公正な取引慣行を是正し、公正・公平な取引慣行の実現に向けた政策を推進するとともに、下請け法など関係法令への罰則規定の盛り込みなど、大企業等親事業者への指導強化にも取り組むこと。
- (7) 中小小売業は、大手量販店との価格差やECサイトでの競争の激化により、経営環境が悪化し続け、将来の展望が開けない状況となっていることから、国は中小小売業の現状を直視して、「独占禁止法」や「業種別ガイドライン」等を厳正に適用し、優越的地位の濫用、不当表示、誇大表示等の不公正な取引や悪質サイトに対して、監視・監督の強化に努め、違反行為に対しては迅速かつ実効性のある処分を行うこと。
- (8) 転嫁拒否が疑われる事案に対しては強力な罰則規定を設けるなど、実効性のある価格転嫁対策を政府主導で推進すること。また、大手事業者による転嫁阻害に対して、国によるチェック機能が発揮できるよう、下請Gメンや関係法令の一層厳格な運用を行うこと。
- (9) 不当廉売は、価格の安さ自体を不当視するものではないが、中小企業等の効率性によって達成した低価格販売ではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとするのは独占禁止法上問題となる場合がある。特に、石油販売小売業においては、元売の標準的な仕切価格やサービスステーション運営に必要な経費の額から判断して、採算が取れないと思われるガソリンの廉売事例が発生すると、周辺サービスステーションの経営に甚大な被害を及ぼすこととなる。このため、採算

割れと思われる廉売によって、自社のガソリン販売量が減少するなどの被害を受けている場合は、公正取引委員会が速やかに情報収集や調査を行い、適切な指導を行うこと。

4. 地場産業・伝統的工芸品産業の振興対策

- (1) ものづくり基盤を支える地場産業や伝統的工芸品産業において、技術保持者の廃業により地域独特の文化の担い手が途絶えることにつながることから、存続発展を図るため、国は抜本的な対策を講じるとともに、業界の活性化と産業の振興を強く進める各産地の協同組合等への支援も併せて行うこと。また、それら地場産品の販路を拡大するための支援制度を充実すること。

《重点要望》

- (2) ユネスコ無形文化遺産に登録されている縁付金箔の伝統技術の保護・承継と需要拡大への支援を図ること。

5. HACCPに沿った衛生管理の導入に向けた支援策の拡充

食品衛生法等の一部改正により食品の安全確保を図るため、食品衛生管理の国際標準であるHACCPに沿った衛生管理が全ての食品等事業者に義務づけられた。HACCPに沿った衛生管理を導入するためには、まずはHACCPに関する認識を高める普及啓発が必要であるが、財政基盤の脆弱な中小企業にとっては、事業所内で導入を進める人材の育成や設備整備にかかるコスト負担などハードルが高いことから補助制度や税制等を含めた支援策を拡充すること。

また、食品安全に関する認証はHACCP以外にも存在している。大手流通からは、HACCP以上の認証規格であるISO22000や、さらに上位のFSSC22000という認証が求められる事が増えて来ている。そのため、HACCP以外の食品安全管理に必要な認証制度への支援策を講じること。

6. 新分野進出に向けた大学・公設試験研究機関等の機能拡充・強化

昨今のデジタル技術革新は、目覚ましいスピードで進行しているが、高度な技術やノウハウを持つ中小企業等が自社の技術をどのように活用できるかを苦慮しているため、意欲のある中小企業等の持つ高度な技術が活かされるよう、大学・公設試験研究機関等の機能・体制を拡充・強化するとともにDX人材の育成及び試験機器等の充実を図ること。

7. 新分野進出・業態転換への支援

社会構造・経営環境の変化により新分野・新事業展開や業態転換等を余儀なくされ、従来の事業を縮小せざるを得ない中小企業・小規模事業者が多い。異業種や他の業態との連携など新たな取り組みに対する支援策を講じること。

8. 金属アーク溶接等作業における設備投資等の支援

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、これらを特定化学物質に加え、労働者へのばく露防止措置を義務付けることとした政令、省令改正等が行われ、令和3年4月1日から施行されている。特に金属アーク溶接等作業を行う事業場においては、従来の「粉じん作業」としての規制に加え、新たに特定化学物質としての措置も義務付けられることとなり、中小企業等にとっては、多額の費用負担が発生している。

一部安全対策にかかる消耗品の購入にかかる補助金が交付されていたが、今後も安心安全な作業場環境の構築が促進されるように、作業床の改造等の設備投資を支援する補助金制度についても支援策を拡充すること。

⑪ 商業対策

1. 中小商業支援策の拡充・強化

中小商業活性化に向け、国内需要による消費の喚起を図るとともに、訪日外国人旅行者の消費拡大を図るための経済対策を講じること。

2. まちづくり、中心市街地活性化

- (1) 極めて厳しい状況下にある商店街の活性化を図るため、商店街関連予算の拡充を図るとともに、地域社会を支えまちづくりの担い手でもある商店街の自助努力を支援するため、来客誘致のための集客イベントの開催や駐車場対策など地域住民の利便性向上に向けた支援策を一層充実すること。
- (2) 人口減少が深刻化する中で、地域の活性化を図るため、改正まちづくり三法の趣旨に沿った機能的なまちづくりの推進と中心市街地の再生を図る取り組みを強力に推進すること。
- (3) 公共・公益性のある共同施設（アーケード、駐車場等）は地域の活性化、地域社会の維持・発展に大きな役割を担っており、その設置、修繕及び維持管理の費用に対する助成制度を拡充・強化するとともに、これら施設に係る固定資産税等の負担軽減措置を講じること。
- (4) 地域の商店街が新たな事業に取り組むにあたり、それらを統括できる人材、また事業推進にあたり外部機関への申請手続きや折衝等を行うことができる人材を恒常的に育成する制度を創設すること。
- (5) 高齢者等の買い物弱者に対する支援策として、地域密着型の機動性のある地元商店街組織、商業者施設及び中小の流通事業者を活用すること。
- (6) 低迷を続ける個人消費を拡大し、地域経済の好循環をより確実にするため、平成26年度補正予算により地方創生交付金で実施し大きな成果があった「プレミアム商品券」の発行など、効果的な個人消費喚起策を講じること。
- (7) 商店街は魅力あるイベントの実施等によって活性化を目指すことが求められているが、近年、店主の高齢化・後継者不足による廃業や空き店舗の増加、魅力ある個店の減少等を背景に商機能が弱体化し、厳しい状況が続いていることから、継続的な集客促進、需要喚起、商店街の体質強化に効果のある補助金制度を構築すること。
- (8) 中小小売店及び商店街が、地域コミュニティの担い手として、防犯や少子高齢化等社会的課題に取り組むための支援策を拡充・強化すること。
- (9) 大規模小売店舗に対して、地域商業者組合への加入・協力を促すためのガイドラインの制定を行うこと。
- (10) 激甚化・頻発化する自然災害に適切に対応するための防災・減災・老朽化した施設の改修等に対する支援策を拡充・強化すること。
- (11) 各地域に残った大型宿泊施設の廃屋撤去とその活用に係る補助金の拡充をすること。また、これ以上に廃屋を生まない活用の仕組みづくりを地方自治体と連携して行っていくこと。

3. 商店街振興組合等に対する優遇措置

法人格を有する商店街振興組合や商店街協同組合は、各種事業を通して各市の地域活性化に貢献するとともに、法人税等の納税の社会的責任を果たし、任意の商店街組織と比較して責任の所在が明確であることから、国等の補助事業の実施にあたっては、任意の商店街組織と補助率や補助限度額等に差を設けるなどの優遇措置を講じること。

4. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化

- (1) 大規模集客施設の郊外開発行為に対して、厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
- (2) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。

5. 不当廉売・不当表示等の取り締まり強化

- (1) 大規模小売店等の取引競争ルールを確立・徹底するなど、小売業における優越的地位の濫用行為を早期に根絶させるとともに、不当廉売、不当表示等の違反行為に実効性ある対応を実施して、適正価格で売れる仕組みを作ること。
- (2) エネルギー、資材価格や労務費等のコスト上昇に係る適正かつ円滑な価格転嫁を可能とするため、下請取引環境の改善や商慣習の適正化に向けて取り締まりを図るとともに、支援策を強化すること。
- (3) 下請法の対象となっている下請け企業に限らず、その他の中小企業の取引に対しても手形等の支払期日短縮に向けた指導・監督を行うこと。

6. 経営力強化に対する支援

- (1) 非接触型・デジタル化を推進し、中小小売店及び商店街の負担とならないよう、キャッシュレス決済手数料の負担軽減や設備導入への支援を図ること。
- (2) 中小商業者のインターネット販売システム等への導入に向けたデジタル技術の支援策を拡充するとともに、導入後も専門家の派遣等を通じて、持続的な販売に繋がる支援を継続すること。
- (3) 中小企業における省エネルギーや脱炭素の推進を図るため、先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金を継続・拡充すること

7. 団地組合の再整備に係る支援策の創設等

卸商業団地などの団地組合は地域の産業や雇用を支える存在であり、災害時の防災拠点としての機能も有していることから、再整備に対して支援を行うこと。

⑫ サービス業対策

1. 中小企業物流対策支援

- (1) 安心・安全な輸送手段の確保のため、高速道路等の修繕・保守・再整備を強化すること。
- (2) 燃料油価格について、中東情勢等を踏まえて燃料油価格激変緩和措置を延長すること。
- (3) 「物流革新に向けた政策パッケージの取組状況について」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を着実かつ確実に実行すること。

2. 高速道路割引制度

- (1) 平成26年4月の高速道路料金割引制度の見直しにより、事業者の輸送コストが増加している。小規模事業者の輸送コスト削減はもとより、「休日上限1,000円制度」などの観光需要を喚起し地域活性化を促すような多面的な割引制度となるよう再度見直すこと。
- (2) ETCマイレージポイント還元率を拡大すること。
- (3) ETCコーポレートカード利用による平日朝夕割引の割引対象となる地方部最大100kmまでの走行分について大口・多頻度割引の割引対象走行にすること。
- (4) 事業協同組合等が行う共同精算事業において、ETCコーポレートカードの利用約款の変更により、違反点数

の累計期間が3ヶ月から2年に延長されるなどにより利用停止措置が厳しくなったが、組合が組合員の運行管理に対する監督には限界があるので、見直すこと。

- (5) ETC大口・多頻度割引利用者への、道路法(車両制限令)違反に対する罰則の算定基準について、所有車両台数に応じた基準とすること。
- (6) 長距離輸送の効率化を図るため、高速道路の長距離割引制度について現行の100～200kmまで25%の割引、200km超が30%割引から、100～200kmまでを30%、200km超を40%の割引に拡充すること。
- (7) 国土交通省より、高速道路の深夜割引の見直し案(深夜の適用時間帯に走行した分のみ)が示されたところ、多くの組合員より見直し案に反対する意見があり、現行制度における割引適用待ちの車両の滞留は社会問題化しているが、一方、トラック運転手の労働環境の改善に繋がるるとは言い難く、新たな問題が生じる可能性があるため見直し案を再考すること。

3. 観光対策

- (1) 中小企業に勤める従業員等が、計画的に有給休暇を取得できるような環境づくり並びにリフレッシュ休暇取得の喚起を国が積極的に努め、国民の観光旅行の参加機会を増大させること。
- (2) 現行の温泉法では、新たに温泉を掘削するには許可が必要であるが、これを拒む理由がなければ、許可せざるを得ないのが現状であり、誰でも温泉掘削が可能となる状況では源泉が枯渇する恐れがあるため、早急な対応策を図ること。
- (3) 入湯税の使途において「観光振興」と「温泉資源の保護」を促進すること。
- (4) 人手不足に悩む旅館業等中小サービス業の生産性向上施策を強化・拡充すること。
- (5) 出国税(国際観光旅客税)の使途について、地方の観光地(特に温泉地)におけるソフト・ハードの観光基盤の拡充・強化に対して十分な財源を振り分けること。
- (6) 宿泊観光産業の地位向上に向けた取組みとその発信をするとともに、地域一体となった観光地・観光サービスの高付加価値化に向けた支援や持続可能な地域となるような事業再生に向けた支援を計画的・継続的に講ずること。

4. 葬祭業者の登録制・届出制

- (1) 現在、葬祭業は、墓地埋葬法第3条の遵守以外に許認可・届出等の法規制が存在しないことから、インターネットを活用して葬儀社の紹介に特化し、施行に対して責任を持たない事業者が増えている。一部地域では、火葬までの時間がかかるため、ご遺体保管をビジネスとして請け負う事業者も出現しており、公衆衛生上、近隣住民と大きなトラブルになっているケースもある。
このため、こうした問題の実態調査を行うほか、社会的な対応や現行法的根拠のない葬祭業界において、登録制・届出制とすること。
- (2) 行政(地方自治体)と葬祭業組合及び葬祭業者が連携して終活サポートを行うための体制整備に向けた支援を行うこと。

5. 自動車特定整備業に対する補助金等の創設

近年の自動車整備業界では、ハイブリッド車や電気自動車の普及により複雑化、高度化する技術に対応した自動ブレーキ等の安全性能の向上や高度なコンピュータ化が進み、整備工場においても特定整備に対応した新たな設備投資が必要になってきている。しかし、高度な検査機器の

導入等の特定整備への設備投資には多額の費用がかかるため、中小企業等が設備投資を積極的に促進できるように補助金等の予算を確保するとともに、補助金等の早期公募や増額、自動車整備業に特化した工場等の設備投資補助金の創設等具体的な支援策を講じること。

6. 石油販売業界の持続的な発展・維持を目的とした支援策の強化

- (1) **カーボンニュートラルの実現に向けた合成液体燃料開発予算の拡充**
自動車のカーボンニュートラルの方向性が不透明である中、これからの経営に与える影響や具体的なロードマップがいまだ示されていない。ガソリンスタンドは、地域のサービスステーションとして平時・災害時にも安定供給責務を全うすることが必要であり、そのための具体的なロードマップの策定や経営多角化・事業転換等の政策支援に加え、既存のサービスステーションのインフラがそのまま活用できる二酸化炭素と水素から製造する「合成液体燃料」の早期実用化に向けた開発にかかる予算や石油元売りに対するグリーンイノベーション基金をはじめとした更なる予算を拡充すること。
- (2) 「過疎地問題」を解消するサービスステーションの存続対策の強化
全国のサービスステーション数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けているが、近隣にサービスステーションがない住民にとっては、自家用車や農業機械等への燃料供給や移動手段を持たない高齢者への冬場の灯油配達などに支障をきたし、「過疎地問題」が顕著化されつつあるため、地域住民の生活環境の維持及び防災上の観点から自治体等がサービスステーションの存続についての対策を積極的に取り組むこと。
- (3) 長引く原油価格の高騰により燃料油激変緩和補助金が延長されているが、地政学的なリスク要因を背景とした今後の価格高騰リスク等や様々な経済情勢を見極めるため、措置期間をさらに延長すること。

7. 市街化調整区域における物流施設等の開発許可への対応

中小企業者が全体の99%を占めるトラック業界において、自然災害対策や事業継続に向けた営業所や物流施設等の移転・新設、共同化や事業集約における施設整備等の適正な用地取得が難しくなっている一方で、自然災害は以前より頻発・激甚化する傾向にあり、緊急物資の輸送等を担うトラック運送事業者の役割はより重要となっている。

現状、市街化調整区域等において物流施設等の開発を行う場合、開発許可が必要といった立地規制があり、これが自然災害対策や事業継続力強化に向けた施設整備を行う際の投資意欲を低下させる一要因にもなっていることから、開発許可に要する時間を短縮するなどの必要性を見直すこと。

要望事項は随時お聞かせください

毎年開催される「中小企業団体全国大会」では、中小企業施策に係る国等への要望事項を決議しています。本会においても中小企業及び組合等に関する施策・制度等の充実・強化のため、毎年要望事項を提出し施策に反映されるよう努めています。

県下の組合や組合員、業界において直面する諸問題、国等へのご意見等がありましたら、ぜひ本会にお知らせください。

中央会の活動

DX導入支援研修会を開催

中央会は、8月8日にOKBふれあい会館で、「失敗事例から学ぶデジタル化への第一歩」をテーマとしたDX導入支援研修会を開催し、16名が参加した。

研修会では、DX導入に向けた中小企業等からの相談に対応している4人のDXアドバイザーが講師を務め、デジタル化の必要性と取り組むにあたって上手くいかない要因などを失敗事例とともに紹介した。

また、研修会後は個別相談会も実施。参加者より組合員に勤怠管理に関する情報提供を行う場合に関する相談があり、本事業で組合単位での啓発セミナーや個別相談会が開催できる事を情報提供するなど、デジタル化への取り組みを後押しするアドバイスを行った。



研修会の様子

自動車部品サプライヤーイノベーション応援セミナーを開催

中央会は、9月6日にホテルグランヴェール岐山で、「海外主要EVメーカーの技術、サプライヤー動向」についてをテーマとした自動車部品サプライヤーイノベーション応援セミナーを開催し、約60人が参加した。

講師はマークラインズ株式会社 取締役 コンサルティング事業部管掌兼ベンチマークセンター長の浅田浩之氏が務め、欧州や中国等のBEV先進国の自動車産業の現状や最新テクノロジーの動向を紹介し、中小部品サプライヤーの掴むべき勝機について解説があった。

浅田氏は、「現在、電気自動車（EV）の需要が鈍化傾向にあるが、EVシフトが進んでいくのは間違いない。海外EVメーカー上位2社の「Tesla」、「BYD」の電気自動車販売台数は前年同月比（2024年7月）で増加している。EV化に伴う自動車構成部品の変化において、まだまだ開発余地がある熱マネジメントや空調システム関係などが今後の勝機の一つになる。」と説明した。



セミナーの様子

組合事務局スキルアップ講座を開催

中央会は、組合事務局役職員等を対象にした「組合事務局スキルアップ講座」を開催した。

本講座は、テーマ別研修会により、組合に関する様々な知識を学ぶもので、岐阜・東濃・飛騨の三会場で、「組合制度」、「組合会計」の2テーマで実施している。計6回開催のうち、飛騨会場にて組合会計を9月5日、組合制度を9月12日、東濃会場にて組合会計を9月18日、組合制度を9月24日に開催した。

組合会計: 講師に税理士の森靖氏を迎え、「一から確認!組合会計の基礎」をテーマに①組合会計の原則、②組合特有の会計処理、③決算関係書類の作成について解説があったほか、消費税インボイス制度についての説明があった。

組合制度: 講師を中央会指導員が務め、「基礎からしっかり!~組合の基礎知識と組合制度の再確認~」をテーマに、組合事務マニュアルを基に基礎的な組合制度について解説を行った。



飛騨会場のスキルアップ講座の様子



岐阜会場の組合制度は10月11日、組合会計は10月16日に開催します。飛騨・東濃会場で都合がつかなかった方やもう一度聞いてみたい方など、たくさんのご参加お待ちしております。詳細は、本会ホームページをご確認ください。

組合等④活動

管工機材販売大手と災害備品の提供に関する協定を締結

岐阜県管設備工業協同組合（荒川晶一理事長）

岐阜県管設備工業協同組合は、7月11日に岐阜県管設備会館で『管工機材販売大手（渡辺パイプ株式会社）と災害備品の提供に関する協定』を締結した。

同協定では、災害時に組合が要請し、作業手袋や非常用発電機、非常用トイレなど災害復旧活動に必要な備品を提供してもらう内容となっている。

荒川理事長は、今回の協定において、「今までは、災害現場で必要になる資材の協定はあったが、出動する側の備品の供給は今回がはじめて。これによって出動がスムーズになると思う。非常に心強い」と話した。



左 荒川理事長

親子しごと体験教室 ～しごとの魅力・発見～ 組合も出展

岐阜県鋳物工業協同組合（岡本知彦理事長）・岐阜県金型工業組合（加藤丈詞理事長）
岐阜県管設備工業協同組合（荒川晶一理事長）

岐阜県立国際たくみアカデミーが7月27日に同会場で開催した「親子しごと体験教室 ～しごとの魅力・発見～」に、県内の組合等が出展した。

この体験教室は、製造業、建設業の人手不足、若年層の担い手の確保が課題となっているなかで、モノづくりの仕事について興味・関心を深めてもらうため、小・中学生の親子74組を対象に実施した。

組合や関係団体が出展したなか、岐阜県鋳物工業（協）が（公財）岐阜鋳物会館と共催で、金属を溶かして型に流し込み、メダルや立体人形をつくる「鋳物製造」の体験を行った。岐阜県金型（工組）では、金型の仕上げの工程の体験として、道具の使い方やモノの磨き方などを紹介した。岐阜県管設備工業（協）では、水道管を使って万華鏡を作る体験を行った。



岐阜県鋳物工業（協）



岐阜県金型（工組）



岐阜県管設備工業（協）

土岐市内の陶磁器工業協同組合が新作展示会を開催

土岐市内にある6つの陶磁器工業協同組合（土岐津、下石、妻木、駄知、肥田、泉）で組織する「土岐市陶磁器工業協同組合連絡協議会」は、8月22・23日の両日、セラトピア土岐で「美濃焼ニューコレクション土岐」を開催した。

この見本市は、商社やバイヤー、飲食店関係者等に対し、美濃焼の新作を展示・PRする場として開催しており、コロナ以降この見本市が本格稼働して2年目で、今年は49社81ブースが展示された。原材料・エネルギー価格高騰が続いており、高付加価値、高単価、更にはインバウンドを意識した製品など、意匠を凝らした約1,800点の新作を出品した。その他に会場内の特設ブースでは、組合員5社が一押し商品を出品した。新春見本市に向け新製品の今後の商品化の手ごたえを意識しながら商談するなど、会場は賑わいを見せた。

当協議会の幹事を務める下石陶磁器工業協同組合の市原雅治事務局長は、「各組合員の1品1品がデザイン性、技術力の高い良い製品が出品されており、さまざまな流通先で販売が増加することを期待している。」と話した。



ニューコレクションの様子

キッズタウンぎふに出展

岐阜電気工事協同組合（高倉善一理事長）

岐阜電気工事協同組合は、8月24・25日にOKBぎふ清流アリーナ（岐阜市）で開催された子供たちが仕事を体験できるイベント「キッズタウンぎふ」（岐阜新聞主催）に「電気工事士」体験ブースを出展した。

組合青年部が講師を務め、子供たちと一緒にランタンづくりを行った。ランタンには、通電確認のテスター機能が備わっており、身近なものに触れ電気が流れるか確かめることができ、工作をしながら電気の流れる仕組みを学んだ。

当組合の古田利一事務局長は、「当組合では業界の理解促進を図る広報宣伝事業に力を入れている。電気工事士と一般の方が接点をもつ機会は少ない。こういったイベントを通して電気工事の仕事を知ってもらえたら」と思いを語った。



イベントの様子

能登被災地を支援：社食のおかずに追加メニュー

美濃加茂福祉事業協同組合（坂井厚資理事長）

美濃加茂福祉事業協同組合（呼称：かもミール）では、能登半島地震で被災した水産業者を支援しようと、美濃加茂市内の事業者へ提供している社食に、水産業者の製品を使ったおかずをメニューに加えた。

この取り組みでは、美濃加茂市蜂屋台にある名北工業株式会社の協力のもと、提供している社食に石川県七尾市の水産業者、株式会社スギヨの製品2種類（「ビタミンちくわ」と「うな蒲ちゃん」）を使用したレシピを試食・検討し、それぞれ「磯辺揚げ」と「胡麻和え」としてメニューに追加した。

当組合は、美濃加茂市内の事業者等へ弁当や社食（月におよそ8千食）の提供を行っており、坂井理事長は「リーズナブルなおかずで応援できれば、要望があれば他でも取り組みたい」と思いを語った。



社食に追加したメニュー

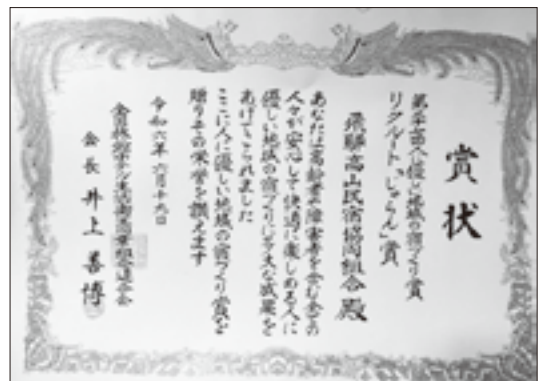
飛騨高山の夜間観光活性化に貢献

飛騨高山民宿協同組合（高垣義信理事長）

飛騨高山民宿協同組合は、当地域におけるナイトコンテンツの拡充及び滞在時間の延長、夜間観光の充実等を目的とした「HIDAロングナイト・バーホッピング事業」の企画、運用を昨年度より実施している。令和6年6月19日付にて全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会より第27回「人に優しい地域の宿づくり賞（リクルート「じゃらん」賞）」を受賞した。

組合員の宿泊施設にNFCタグ搭載のスタンドカードを設置し、これらを起点に関連Webサイトなどに誘導し、掲載されている導入店舗に足を運んでもらう仕組みで、誘客と併せてインバウンド基盤の強化を図っている。また、旅行後もSNS等を通じた繋がりからリピーターやファン生成の一角も担うものである。

本事業について高垣義信理事長は、「HIDAロングナイト・バーホッピング事業により、高山市を訪れてくれた観光客と宿を含む地域事業所のため、更なる魅力を提供していきたい」と語った。



第27回「人に優しい地域の宿づくり賞（リクルート「じゃらん」賞）」賞状



～ニッポンのがんばる組合～ 全国の先進組合事例

全国の先進組合事例を収集した「先進組合事例抄録（令和5年度組合資料収集加工事業報告書）」より抜粋して紹介します。先進組合事例抄録は過去のものを含め全国中央会のホームページ上で「組合事例検索システム」で公開していますのでぜひご活用ください。「組合事例検索システム」<https://www.chuokai.or.jp/index.php/jireisearch/>

東京都書店商業組合

SNSをフル活用して書店業界を活性化!!

主な業種	書店業の事業を主として営む者				
住所	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台一丁目2番地 書店会館1階				
URL	https://tokyo-shoten.or.jp/				
設立	昭和36年6月	組合員	237人	出資金	2,929千円

■ 背景・目的

書籍や雑誌の売上は平成7年～9年でピークを迎えて以降、減少の一途を辿っており、これらを主力商材として扱う組合員（書店）の経営環境は年々悪化している。書店は苦しい経営環境のなかにながら自身の役割を果たし続けるべく、努力を続けている。

しかしこれまで通りのマーケティングでは既に限界を迎え、状況を改善するためには消費者との新しい関係を構築する必要があった。そこで、組合では業界を活性化させるとともにインターネット書店との差別化を図り、組合員（書店）の売上向上と来店客数の増加につなげるための取組みを実施した。

■ 取組みの手法と内容

組合における課題解決のためのツールとしてYouTubeチャンネルを新たに開設し、組合員（書店）の店舗の特徴、歴史、店員などを紹介する動画コンテンツを制作して公開した。これらの動画を潜在顧客に視聴してもらうことにより店舗の認知度を向上させ、実際に店舗へ足を運んでいただくきっかけを提供することを目的とした。このほか書店の存在意義や読書の面白さを効果的に発信し、これまで書店に足を運ぶことのなかった消費者に対して、書店の価値を認識してもらうとともに既存消費者への読書推進を図るため、出版社各社（小学館、集英社、講談社など）に協力を仰ぎ、組合の取組みに共感していただいたインフルエンサー（著名人、著名作家）と共同で組合員との対談・インタビュー動画やウェブドラマ（日本アカデミー賞監督の篠原哲雄氏による）を制作して公開するなど、コンテンツの強化に努めた。

さらに組合では組合員のPRを強化するため、SNS（Twitter（現X）、Instagram）を活用したマーケティング戦略について、独自でマニュアルを作成・配布するとともにセミナーを開催した。既にSNSを活用している組合員のみならず、SNSを活用していない組合員に対して積極的にノウハウを提供した。

■ 成果とその要因

業界の活性化に向けた成果としては、組合YouTubeチャンネルの視聴数、新聞、雑誌、ネットニュースでの紹介などから一定の効果を確認することが出来た。また紹介動画を通じて、組合員が他組合員の書店における取組みを知ることが可能となり、自店の改善につなげることが出来た。

組合が、SNS（Twitter（現X）、Instagram）を活用したマーケティング戦略のノウハウを積極的に組合員へ提供した結果、SNSを活用する組合員が増加し書店への来店客数の増加や売上にも寄与することが出来た。

今回の取組みにより構築出来たインフルエンサー（著名人、著名作家）との関係を活かし、組合として業界及び組合員のさらなる活性化のための新規コンテンツ制作等、継続して情報発信の強化に努めていく。



爆笑問題太田光さん出演インタビュー動画サムネイル



書店紹介動画撮影の様子

！ポイント！

組合YouTubeチャンネルの動画制作にあたって組合員が積極的に参画・協力し、書店の魅力を伝えるために取り組んだ。



県内中小企業主要業種の景気動向

(8月末調査)

中小企業団体情報連絡員70名の情報連絡票から

過去のものを含め、詳細のものは、中央会HP (<http://www.chuokai-gifu.or.jp/chuokai/report/report01.html>) に公開しております。

(1) 8月の特色

- ◆景況感DI値マイナス20 前月比6ポイントの上昇
- ◆売上高DI値マイナス18 前月比13ポイントの悪化
～売上高DI値 前月比で製造業は34ポイントの悪化、非製造業は12ポイントの改善～
- ◆販売価格DI値プラス14 前月比8ポイントの悪化
～販売価格DI値がプラス20を下回るのは2年4カ月ぶり～
- ◆依然として原材料・資材価格の高騰や物価高、人手不足を懸念するコメントは多く寄せられている
- ◆猛暑・台風・地震により人出や売上の減少などの影響がみられた業種もある

8月次景況	
項目	DI値
景況感	-20 (6)
売上高	-18(-13)
販売価格	14 (-8)
収益状況	-27 (3)
資金繰り	-10(±0)
雇用人員	-11 (-3)

カッコ内は前月比増減ポイント

製造業		前年同月比						
区分	業種	調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
食料品	牛乳 食肉(国産)	乳	◎	—	—	—	—	—
		肉	—	—	▲	—	—	▲
		菓子	—	◎	—	—	▲	—
米	菓子	米	▲	—	▲	—	—	▲
		麺	◎	—	—	—	—	—
繊維・同製品	撚糸 ニット工業 毛織物 合成繊維織物 メンズアパレル 婦人・子供服 縫製(既製服)	糸	—	—	▲	—	▲	—
		工業	▲	▲	▲	—	—	—
		織物	—	◎	—	—	—	▲
		織物	—	—	—	—	—	—
		織物	▲	—	—	—	—	—
木材・木製品	製材 銘木 家具 東濃ひのき	材	—	—	—	—	—	—
		木	▲	—	◎	—	—	—
		具	◎	—	◎	—	◎	—
		き	▲	—	—	—	▲	—
紙紙加工品	機械すき和紙 特殊紙 紙加工品	和紙	◎	—	◎	◎	—	◎
		紙	▲	—	▲	▲	—	—
		品	▲	—	▲	—	—	▲
印刷	印刷	▲	—	▲	▲	—	▲	
化学ゴム	プラスチック	—	—	—	—	—	—	
窯業・土石	陶磁器(工業) タイル 窯業原料 石灰 生コンクリート 砂利生産 砕石生産	工業	▲	◎	—	—	—	—
		工業	▲	◎	▲	—	—	▲
		原料	—	—	—	—	—	—
		灰	▲	◎	▲	—	▲	—
		生	—	—	—	—	—	—
		産	▲	—	—	—	—	—
鉄鋼・金属	鋳物 刃物等金属製品(輸出) 刃物等金属製品(内需) メッキ	物	▲	—	—	—	—	▲
		輸出	◎	—	—	—	—	—
		内需	—	—	—	—	—	—
		メ	▲	—	▲	—	—	—
一般機械	県金属工業団地 可児工業団地 金型	地	—	—	▲	—	▲	—
		地	▲	◎	▲	—	—	▲
		型	◎	—	▲	▲	—	—
輸送用機器	輸送用機器	—	—	—	—	—	◎	

非製造業		前年同月比						
区分	業種	調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
卸売業	電設資材卸 陶磁器産地卸 機械・工具販売	卸	—	—	—	—	—	—
		産地	◎	—	—	—	—	—
		販売	▲	—	▲	▲	—	▲
小売業	青果販売 水産物商業 家電機器販売 メガネ販売 中古自動車販売 石油製品販売 共同店舗(飛騨) 生花販売	販売	◎	◎	—	—	—	—
		商業	◎	◎	—	—	—	—
		販売	◎	—	—	—	—	—
		販売	—	—	—	—	—	—
		販売	—	▲	—	—	—	▲
		販売	▲	▲	—	—	—	—
		販売	▲	—	▲	▲	—	—
		販売	◎	—	—	—	—	—
商店街	岐阜市商店街 大垣市商店街 高山市商店街	街	▲	—	▲	▲	—	▲
		街	▲	◎	—	—	—	—
		街	▲	—	▲	▲	—	▲
サービス業	自動車車体整備 長良川畔旅館 下呂温泉旅館 高山旅館 クリーニング 広告美術 旅行業 理容・美容業	整備	—	◎	—	—	—	—
		旅館	—	—	—	—	—	—
		旅館	◎	◎	—	—	—	—
		旅館	—	◎	—	◎	—	—
		業	▲	—	▲	—	—	▲
		業	▲	◎	▲	—	—	—
		業	—	—	—	—	—	—
		業	◎	—	—	—	—	—
建設業	土木(岐阜地区) 土木(飛騨地区) 建築設計 鉄構造物 電気工事 管設備工事 建築板金 室内装飾 木造建築	地区	◎	—	—	—	—	—
		地区	◎	—	—	—	—	—
		設計	▲	▲	▲	▲	—	▲
		物	—	—	—	—	—	—
		工事	▲	◎	▲	—	▲	▲
		工事	—	—	—	—	—	—
		業	—	—	—	—	—	—
		業	◎	—	◎	—	▲	—
運輸業	貨物運送(岐阜地区) 軽運送	地区	—	—	—	—	—	—
		送	—	◎	—	—	—	—
運輸業	貨物運送(県内)	送	—	—	—	—	—	—

凡例 ◎: [増加]、[上昇]、[好転]
—: [不変]
▲: [減少]、[下降]、[悪化]

「中小企業組合検定試験」にチャレンジしませんか!

中小企業組合検定試験を受験してみませんか?

中小企業組合士制度とは、中小企業組合の事務局で働く役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から一定の実務経験を持つ方に「中小企業組合士」の称号を与える制度です。全国で2,986名(令和6年3月末現在)が登録しており、組合をはじめ、都道府県中央会や商工中金などで活躍されています。

いま、中小企業組合には、ガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。組合の業務を執行する役員や実務を担う職員の方々に、是非チャレンジして頂きたくご案内致します。

詳しくは、下記全国中央会ホームページをご覧ください。

(<https://www.chuokai.or.jp/index.php/certificationtest/>)

【試験日】令和6年12月1日(日)

【試験科目】「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目

【願書受付期間】9月2日(月)～10月21日(月)

【申込方法】中小企業組合検定試験受験申込サイトからお申し込みください。

【受験料】6,600円(消費税込み)

※一部科目免除者については、5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)



DXについて知ろう

中央会では、中小企業・小規模事業者の皆様のDX導入推進を目的として「バックオフィス業務等DX導入支援事業」相談窓口を設置し、専門家による相談窓口対応や組合向けの啓発セミナー及び個別相談会の開催、バックオフィス業務に係るクラウドサービス等の導入支援を実施しています。

このコーナーでは、本事業の専門家である石井克成DXアドバイザーに毎号、バックオフィス業務等へのDX導入に関する情報提供を行っております。今年度は、石井アドバイザーが支援した過去の特徴的な事例をもとに、DXに取り組むにあたってのきっかけや方法についてご執筆いただきます。

前回に引き続き、伝統工芸の事業者さんの事例についてご紹介いただきます。【お問合せ窓口】TEL:058-277-1104

社長の頭の中に見える化3

前は、「伝統工芸の社長の頭の中に見える化にエクセルを使う」、というお話をしました。

今回は、エクセル本来の「表計算」の機能を活かす入力の仕方についてご説明します。

エクセルを本来の「表計算」の機能を活かして「データの整理と管理」をする場合には、注意が必要です。以下、主な注意点を記載します。

■データの形式を統一する

同じ列に入れるデータの形式を統一しましょう。

一つの列に「文字」や「数字」が混在して入力してはいけません。例えば、数値データには小数点以下の桁数を統一するなど。

■空白セルをなくす

意図的に空白を残す場合を除き、できるだけ空白セルがないようにしましょう。

データの区切りや、表示の体裁を整えるために空白行を設定することがあるかと思いますが、データとして管理する場合は、データとして意図しない空白セルがあると、データの集計やフィルタリングが正確に行えなくなる場合があります。

■罫線は入れない

プリントアウトした時にわかりやすいように罫線を入れることがあると思います。しかし、データとして使う場合、データを並べ替えたりする際に罫線が邪魔になってまいります。



最後に最も重要なこと。

■データは、1行に入れる

例えば、商品データを入力する場合、その商品に関係するデータは全て一つの行に入れてください。結果的に、横方向に長いエクセルシートができあがる場合があります。それでも、ここは心を鬼にして徹底してください。1行に入っていないと、データを整理する際に面倒なことになってしまいます。

エクセルを活用してデータの整理と管理をする場合は、ここに記載したことを守るようにしてください。

エクセルは機能がとても豊富です。社内でしっかりとルールを決めて活用することでDX化に向けた第一歩を踏み出すことができます。

これらの注意事項を説明して、伝統工芸の事業者さんでは、「社長の頭の中に見える化」の作業が進んでいます。入力作業を進めていく中で、新たな発見があったそうです。

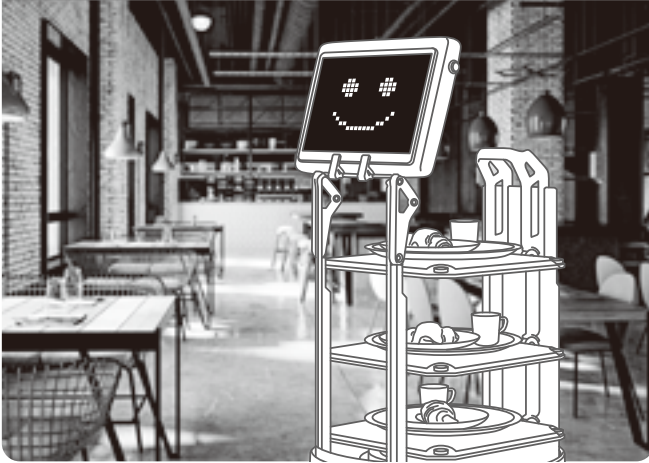
様々なデータの見える化は思わぬ発見をすることがあります。エクセルを「データの整理と管理」として活用してみてもいかがでしょうか。

株式会社あずきプランニング
代表取締役 石井 克成 氏
<https://azukiplan.co.jp/>



石井克成 氏

例えば、飲食サービス業 × 配膳ロボット



例えば、製造業 × 無人搬送車



中小企業の人手不足解消に効果のある「省力化製品」を導入するための補助金

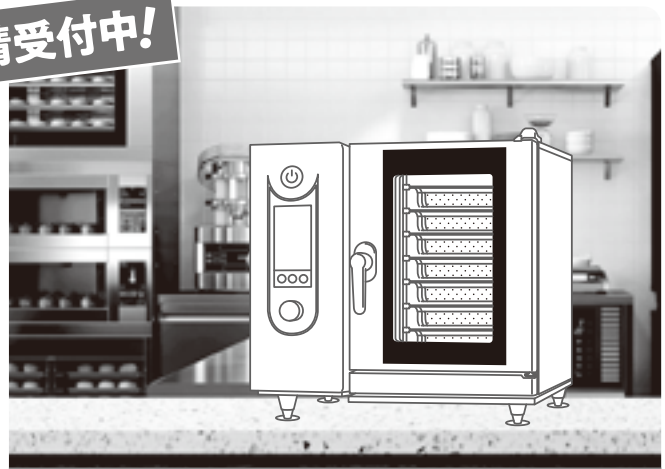
中小企業 省力化投資補助金

補助率
1/2



例えば、小売業 × 自動精算機

随時申請受付中!



例えば、宿泊業 × スチームコンベクションオーブン

中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3% 向上」を目指す事業計画^{※1}に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の資金が最低資金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件^{※2}を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。



※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。 ※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合
5名以下	1/2	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※補助上限額を引き上げたが事業終了時点で賃上げ未達の場合は、補助額の減額となります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ
<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**
IP電話などからの問い合わせ **03-4335-7595**

受付時間：9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く)

※通話料がかかります。お断りしますが、繋がらない場合は、しばらくお待ちください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。
詳しくは上記ホームページをご確認ください。

補助対象製品の カテゴリ

- ▶ 清掃ロボット
- ▶ 配膳ロボット
- ▶ 自動倉庫
- ▶ 検品・仕分システム
- ▶ 無人搬送車(AGV-AMR)
- ▶ スチームコンベクションオーブン
- ▶ 券売機
- ▶ 自動チェックイン機
- ▶ 自動精算機
- ▶ タブレット型給油許可システム
- ▶ オートラベラー
- ▶ 飲料補充ロボット
- ▶ デジタル紙面校正装置
- ▶ 測量機
- ▶ 丁合機
- ▶ 印刷用紙高積装置
- ▶ インキ自動計量装置
- ▶ 段ボール製箱機
- ▶ 近赤外線センサ式プラスチック材質選別機
- ▶ デジタル加飾機
- ▶ 印刷紙面検査装置
- ▶ など

省力化製品に関わる工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録サポートセンター

☎03-6746-1530

受付時間：9:30~17:30
月曜~金曜(土・日・祝日除く)

でご相談受付中!

Be a Great Small.
中小機構

あなたの

事業承継をサポート!!

相談無料
秘密厳守

岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターでは、事業承継でお困りの皆様のご相談に無料で応じています。

国から委託を受けた公的な機関ですので、安心してご利用いただけます。

こんなお悩みありませんか？

現在の事業を
子供や従業員に継がせたいが
どのようにしたらよいか

会社や事業を
第三者に譲りたいが
相手を探してほしい

創業や事業を
拡大したいが
どうしたらよいか

事業承継の
具体的な手順を
教えてほしい



このようなお悩みに対し、きめ細かな支援を行っています。

お気軽にご相談ください。

相談先

岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター

〒500-8727 岐阜市神田町2-2岐阜商工会議所3F

TEL : 058-214-2940

FAX : 058-214-2941

Mail : gifu-hikitugi@gshc.go.jp

URL : <https://www.gshc.go.jp>

